



新居浜

市 税 概 要

令和 8 年度版



新 居 浜 市 総 務 部

目 次

新居浜市の概要及び税務機構等

1 市の概況	1
2 市域の変遷	2
3 人口と世帯の推移	3
4 令和8年度一般会計当初予算額	4
5 令和7年度一般会計決算額	4
6 税務機構及び事務分掌	5
7 税務職員の平均年齢等調	7
8 税務職員に対する特殊勤務手当	7

市 税 の 総 括

1 税の種類	9
2 市税の年度別決算額状況図	10
3 令和8年度市税当初予算額調・ 令和7年度市税決算額調	11
4 市税の年度別構成比	11
5 一般会計歳入決算に占める市税の推移	12
6 令和7年度市税の決算状況調	14
7 市税の徴収に関する経費の推移	16
8 市税・年度末・税目別の決算状況	17
9 自主財源と依存財源の調 (令和7・8年度一般会計)	21
10 基準財政収入額等の推移	22
11 諸証明交付実績の推移	23
12 市税の市民負担額の推移(現年課税分)	24

市 民 税 関 係

1 市民税(個人)の市・県民税当初 調定額等の推移	26
市民税と県民税の比較	28

2 年度別市民税(個人)所得割額等	30
3 年度別給与・公的年金等収入等	31
4 令和7年度市民税(個人所得割)の 課税標準段階別構成	34
5 市民税(法人)の月別調定額等の推移	35
6 市民税(法人)の均等割区分別 納税義務者数の推移	36

固定資産税関係

〔固定資産税〕

1 納税義務者数の推移	37
2 土地の筆数及び家屋の棟数の推移	37
3 評価額の推移	37
4 固定資産税調定額の推移	38
5 土地の地目区分別評価額の推移	39
6 土地の概要(令和7・8年度)	40
7 土地に関する概要の推移	42
8 家屋の種別区分別評価状況の推移	44
9 令和8年度家屋の概要	46
10 家屋の新增築分調 (令和6・7・8年度)	46
11 家屋の減少分調 (令和6・7・8年度)	47
12 家屋の新築住宅の軽減税額調 (令和6・7・8年度)	47
13 木造家屋の種類別調 (令和6・7・8年度)	48
14 非木造家屋の種類別調 (令和6・7・8年度)	48
15 償却資産の課税標準額の推移	49

〔都市計画税〕

1 都市計画税調定額(決算)の推移	50
2 納税義務者数の推移	50
3 土地の地積及び決定価格等	50
4 家屋の床面積及び決定価格等	52
5 都市計画区域の面積	52

〔交付金〕

国有資産等所在市町村交付金調	53
----------------------	----

〔特別土地保有税〕

特別土地保有税の概要	54
------------------	----

諸 税 関 係

1 軽自動車税の当初課税状況の推移	56
2 車種別調定額・台数の推移	58
3 市たばこ税に関する調	59
4 入湯税に関する調	60

徴 収 関 係

1 令和7年度 市税の月別収入状況	62
2 市税の収入実績の推移	64
3 市税の収入率の推移	64
4 市税の滞納繰越額の推移	65
5 市税の不納欠損額の推移	65
6 市税の納付方法別状況(現年課税分)	66
7 市税の滞納者数の推移	67
8 令和7年度 市税の還付実績調	67
9 市税の還付金・償還金の推移	68
10 市税の滞納処分執行状況の推移	68
11 市税の延滞金・督促手数料収納実績の推移	68
12 新居浜市納税貯蓄組合	68

税 制 関 係

1 令和8年度 市税制一覧表	70
2 市税の税率等の推移(別表1.2)	72

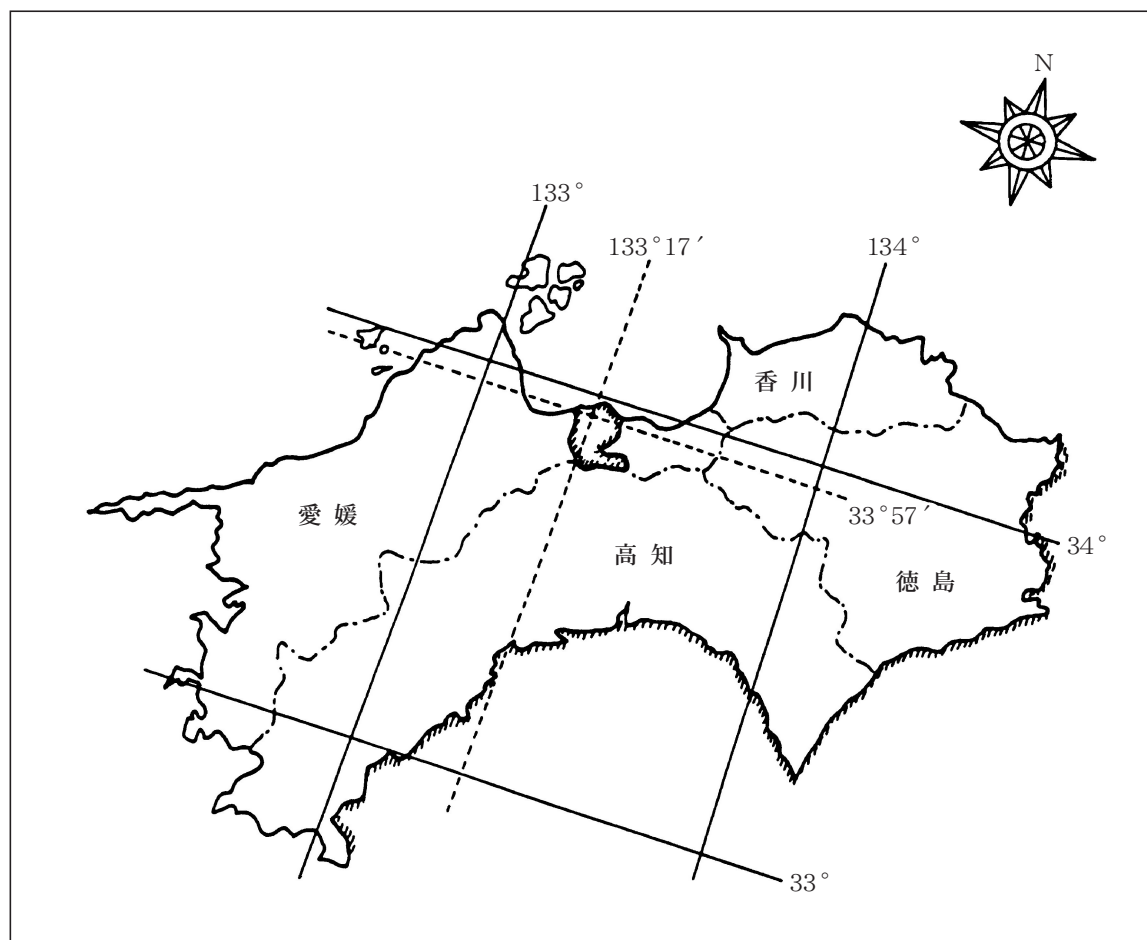
新 居 浜 市 の 概 要
及 び
税 務 機 構 等

〔新居浜市の概要〕

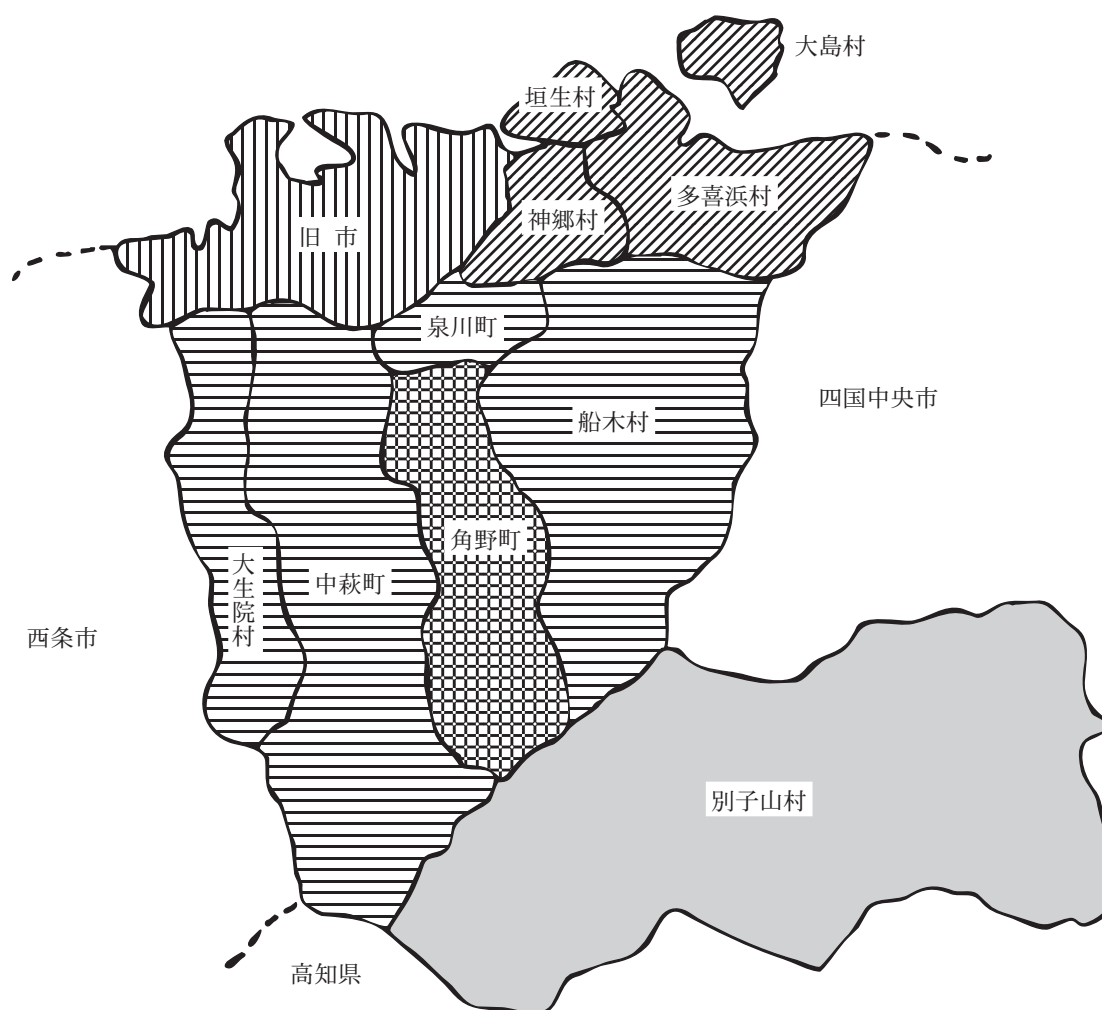
1 市の概況

- 市制の施行 昭和12年11月3日
- 人 口 110,095人（令和8年7月末現在、住民基本台帳による）
 - 男 53,208人
 - 女 56,887人
- 世 帯 数 57,205世帯（令和8年7月末日現在、住民基本台帳による）
- 面 積 234.47 km²（令和8年4月1日現在）
- 距 離 東西 20.52 km 南北 21.48 km
- 経 緯 度 東経 133°17′ 北緯 33°57′
- 類 似 団 体 （Ⅲ－2）丸亀市（香川県）、尾道市（広島県）等 30市
- 市庁舎の所在地

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号（〒792－8585）



2 市域の変遷



昭 12.11. 3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)

昭 28. 5. 3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入

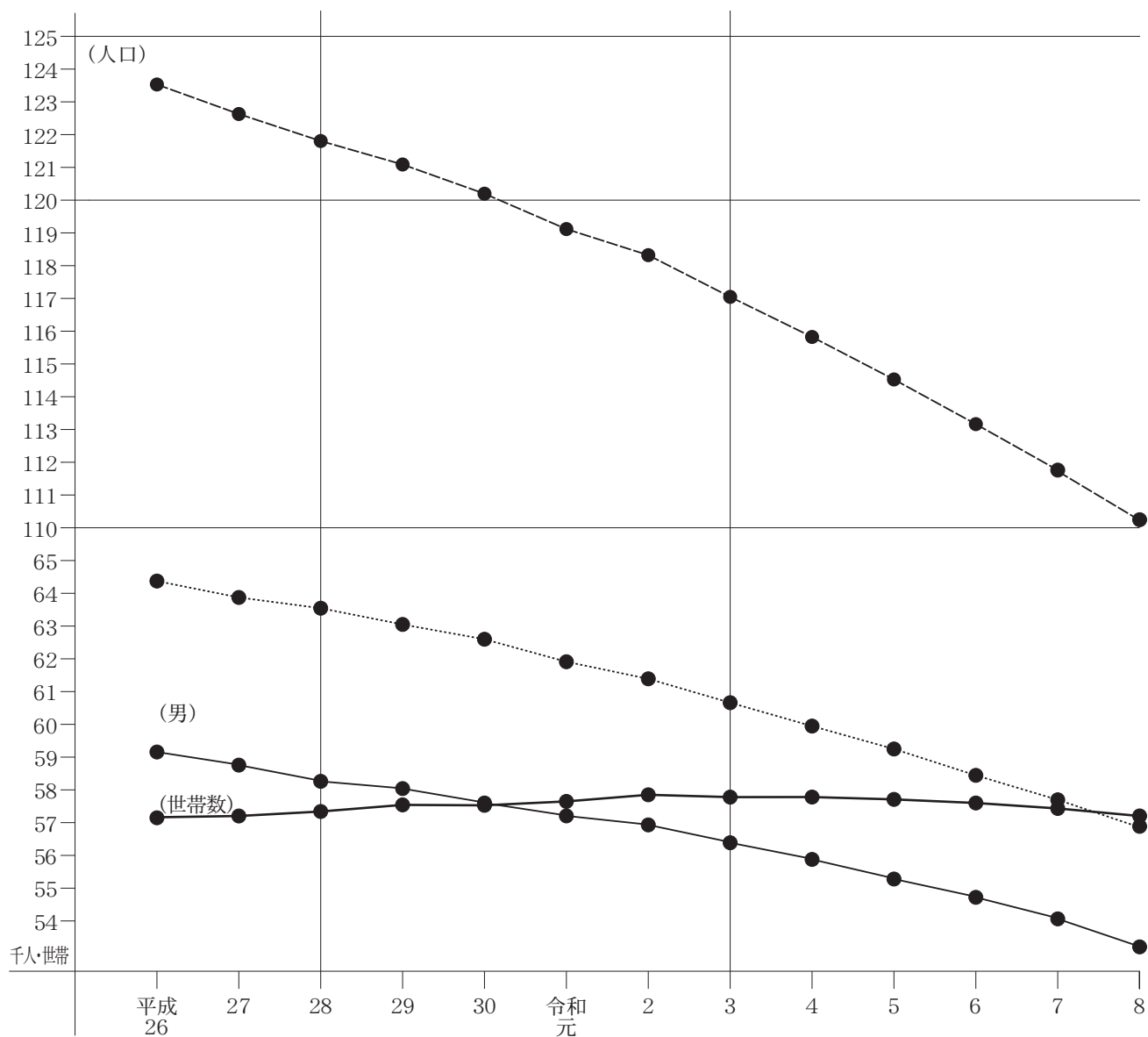
昭 30. 3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入

昭 31. 9.28 大生院西部地区を西條市に分離

昭 34. 4. 1 新居郡角野町編入

平 15. 4. 1 宇摩郡別子山村編入

3 人口と世帯の推移



年度	区分	世帯数	人口			1世帯あたり人口
			男	女	計	
平成26年度		57,148	59,156	64,374	123,530	2.2
27		57,203	58,756	63,873	122,629	2.1
28		57,340	58,260	63,545	121,805	2.1
29		57,542	58,039	63,049	121,088	2.1
30		57,620	57,600	62,597	120,197	2.1
令和元年度		57,648	57,206	61,911	119,117	2.1
2		57,850	56,931	61,390	118,321	2.0
3		57,779	56,386	60,661	117,047	2.0
4		57,781	55,877	59,947	115,824	2.0
5		57,710	55,279	59,248	114,527	2.0
6		57,600	54,720	58,443	113,163	2.0
7		57,433	54,063	57,697	111,760	1.9
8		57,205	53,208	56,887	110,095	1.9

(7月末現在住民基本台帳)

4 令和8年度 一般会計当初予算額

(単位 千円・%)

款		歳 入		款		歳 出	
		当初予算額	構成比			当初予算額	構成比
1	市 税	20,893,936	37.8	1	議 会 費	353,362	0.6
2	地 方 譲 与 税	356,000	0.6	2	総 務 費	4,766,425	8.6
3	利 子 割 交 付 金	45,000	0.1	3	民 生 費	23,771,150	43.1
4	配 当 割 交 付 金	115,000	0.2	4	衛 生 費	3,873,524	7.0
5	株式等譲渡所得割交付金	191,000	0.4	5	労 働 費	240,610	0.4
6	法 人 事 業 税 交 付 金	363,000	0.7	6	農 林 水 産 業 費	787,972	1.4
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,137,000	5.7	7	商 工 費	1,327,598	2.4
8	ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.1	8	土 木 費	4,781,083	8.7
9	地 方 特 例 交 付 金	174,000	0.3	9	消 防 費	2,011,993	3.7
10	地 方 交 付 税	5,402,000	9.8	10	教 育 費	8,392,841	15.2
11	交通安全対策特別交付金	8,900	0.0	11	災 害 復 旧 費	30,000	0.1
12	分 担 金 及 び 負 担 金	316,241	0.6	12	公 債 費	4,881,013	8.8
13	使 用 料 及 び 手 数 料	383,501	1.2	13	予 備 費	10,000	0.0
14	国 庫 支 出 金	9,851,508	17.8				
15	県 支 出 金	4,466,338	8.1				
16	財 産 収 入	70,993	0.1				
17	寄 附 金	831,000	1.5				
18	繰 入 金	921,165	1.7				
19	繰 越 金	900,000	1.6				
20	諸 収 入	1,542,889	2.8				
21	市 債	4,928,100	8.9				
合 計		55,227,571	100.0	合 計		55,227,571	100.0

5 令和7年度 一般会計決算額

(単位 千円・%)

款		歳 入		款		歳 出	
		決 算 額	構成比			決 算 額	構成比
1	市 税	20,825,742	36.7	1	議 会 費	323,217	0.6
2	地 方 譲 与 税	378,524	0.7	2	総 務 費	7,438,807	13.3
3	利 子 割 交 付 金	40,847	0.1	3	民 生 費	23,490,771	42.2
4	配 当 割 交 付 金	137,075	0.2	4	衛 生 費	5,066,606	9.1
5	株式等譲渡所得割交付金	218,490	0.4	5	労 働 費	331,138	0.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	365,790	0.6	6	農 林 水 産 業 費	846,175	1.5
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,436,800	6.1	7	商 工 費	1,611,738	2.9
8	ゴルフ場利用税交付金	31,903	0.1	8	土 木 費	4,507,220	8.1
9	環 境 性 能 割 交 付 金	29,418	0.1	9	消 防 費	2,158,305	3.9
10	地 方 特 例 交 付 金	197,556	0.3	10	教 育 費	4,964,895	8.9
11	地 方 交 付 税	7,065,113	12.4	11	災 害 復 旧 費	2,059	0.0
12	交通安全対策特別交付金	8,912	0.0	12	公 債 費	4,929,801	8.9
13	分 担 金 及 び 負 担 金	313,440	0.6				
14	使 用 料 及 び 手 数 料	709,233	1.3				
15	国 庫 支 出 金	11,199,209	19.7				
16	県 支 出 金	4,120,045	7.3				
17	財 産 収 入	80,869	0.1				
18	寄 附 金	415,794	0.7				
19	繰 入 金	830,712	1.5				
20	繰 越 金	1,041,039	1.8				
21	諸 収 入	1,781,673	3.1				
22	市 債	3,508,200	6.2				
合 計		56,736,384	100.0	合 計		55,670,732	100.0

6 税務機構及び事務分掌

令和8年7月1日現在

人 員													事 務	
税務長	課長	次長	課長	主幹	副課長	係長	主査	主任	副主査	主事	専門員	会計年度任用職員	計	
1	課税課 (市民税G・諸税G・土地G・家屋G・償却資産G) (次長及び課長兼務1)	(1)	(1)	1	4	4	1	7	1	15		1	35	市・県民税の賦課及び調定 税制関係資料の収集 市税に関する条例等の制定事務 市民税諸証明事務 標識交付(原動機付自転車・小型特殊等) 軽自動車税の申告・賦課 市・県民税の賦課資料の収集 市・県民税・諸税の諸願届処理 市税減免審査委員会に関すること。 市たばこ税・入湯税の賦課及び調定 市民税(法人分)の賦課及び調定 税務統計の作成 固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税の賦課及び調定 固定資産税・都市計画税の更正・減免処理 固定資産課税台帳・名寄帳の整備保管 評価課税資料の収集 土地現況調査 地籍図の整備保管 分合筆及び地目変換等による土地の評価 新築・増改築家屋の評価 家屋の滅失及び所在地番訂正の調査 大規模償却資産の調査 納税管理人申告書等の受理 現所有者の調査 特別土地保有税の賦課及び調定 特別土地保有税審議会の庶務 台帳の閲覧及び固定資産税諸証明書の発行事務 概要調書及び総評価見込の作成 国有資産等所在市町村交付金に関する事務 法務局への価格通知 不動産取得申告書の受付

人 員														事 務
税 務 長	課 長 名	次 長	課 長	主 幹	副 課 長	係 長	主 査	主 任	副 主 査	主 事	専 門 員	会計年度任用職員	計	
収 税 課 （納税管理係・収税係）														市税等の口座振替・加入促進 納税貯蓄組合設立・加入奨励・指導・相談 組合台帳の整理・保管 組合(組合員)の異動修正
														収納事務計画・統計 市税の収納事務 市税の還付・充当 徴収簿・滞納原票の管理 市税の収入消込・照合・収入調定・決算 特別徴収の調定修正と算出票の整理保管 納税証明事務 滞納調査・指導・相談・調書作成 滞納副票の管理 督促状・催告書の作成・送付
			1		1	3	1	4		7	1	2	20	収納計算業務に係る諸収入金の徴収・徴収猶予 市税の滞納処分 滞納処分物件の引揚・保管・公売 滞納処分による登記登録・関係債権者への諸通知・交付要求 滞納処分と強制執行に関する手続・調査 市税の徴収嘱託 収納金の納入に係る諸願届の処理 債権の適正管理に係る企画及び調査研究 債権の管理及び回収に係る総合調整・総括 未収債権の回収及び整理に係る支援・助言
	1		1	1	5	7	2	11	1	22	1	3	55	

7 税務職員の平均年齢等調

〈年齢別職員数〉

令和8年7月1日現在

区分 課名	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	平均年齢
課 税 課	1	12	9	5	7	36.8
収 税 課	1	4	4	4	5	39.67
計	2	16	13	9	12	—

〈税務事務経験年数別職員数〉（通算）

区分 課名	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上	平均年数
課 税 課	3	13	6	6	6	4.41
収 税 課	3	4	4	5	2	4.92
計	6	17	10	11	8	—

8 税務職員に対する特殊勤務手当

手 当 の 種 類	金 額	支 給 す る 者 の 範 囲
滞 納 整 理 手 当	甲 差押物件の引揚げ1件につき 920 円	差押物件の引揚げに従事した職員
	乙 勤務1日につき 370 円	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上 外出勤務した職員

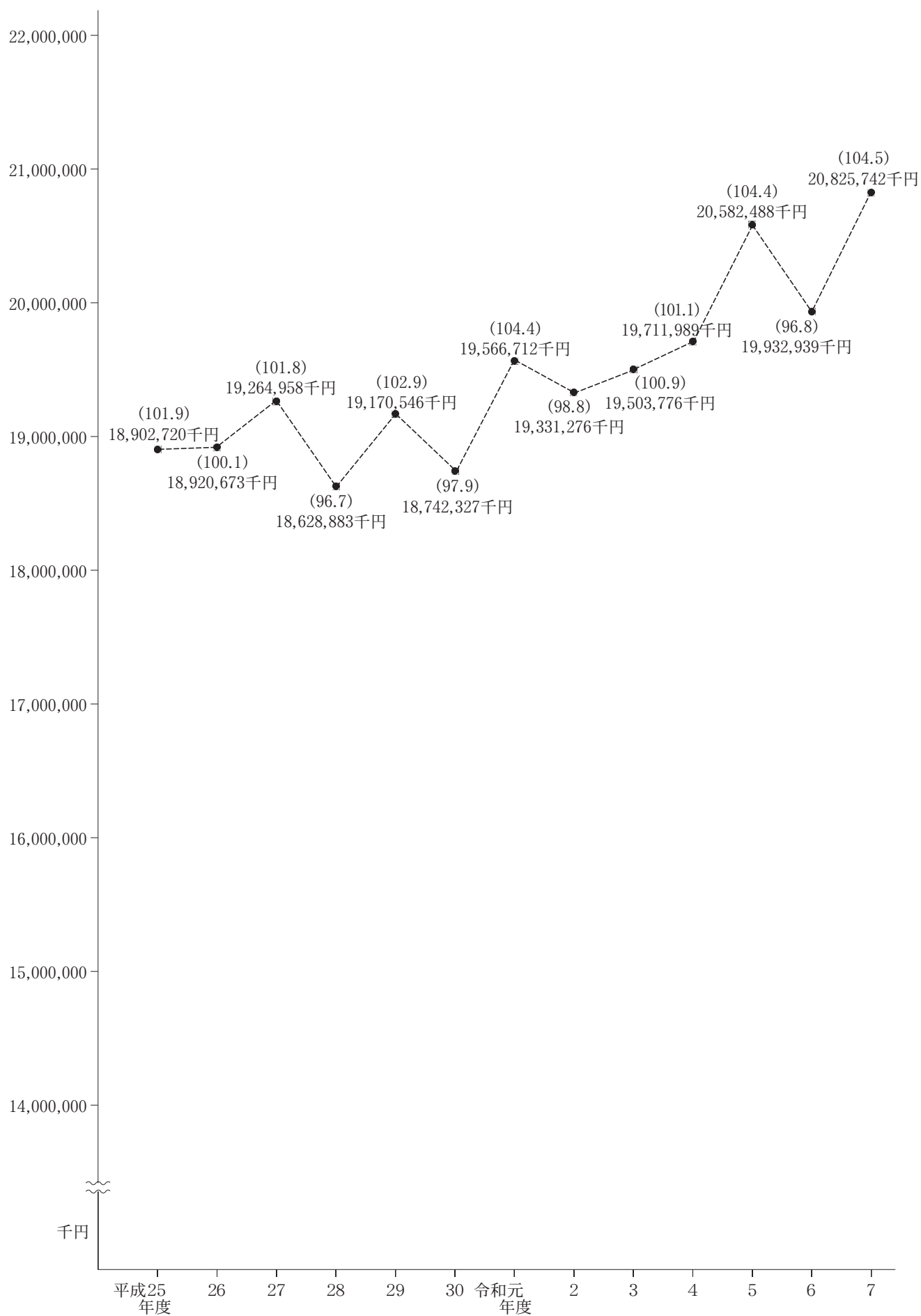
市 税 の 総 括

1 税の種類

国 税	所 得 税 法 人 税 贈 与 税 相 続 税 消 費 税 酒 税 た ば こ 税 揮 発 油 税 石 油 ガ ス 税 航 空 機 燃 料 税 石 油 石 炭 税 自 動 車 重 量 税 関 税 と ん 税 印 紙 税 登 録 免 許 税 地 方 揮 発 油 税 特 別 と ん 税 電 源 開 発 促 進 税 た ば こ 特 別 税 地 方 法 人 税 特 別 法 人 事 業 税 復 興 特 別 所 得 税 国 際 観 光 旅 客 税 森 林 環 境 税	地 方 税 道 府 県 税	普 通 税 目 的 税	道 府 県 民 税 事 業 税 地 方 消 費 税 不 動 産 取 得 税 道 府 県 た ば こ 税 ゴ ル フ 場 利 用 税 軽 油 引 取 税 自 動 車 税 鉱 区 税 固 定 資 産 税（特 例 分） 都 道 府 県 法 定 外 普 通 税 狩 猟 税 水 利 地 益 税 都 道 府 県 法 定 外 目 的 税

地 方 税 市 町 村 税	普 通 税	市 町 村 民 税 固 定 資 産 税 軽 自 動 車 税 市 町 村 た ば こ 税 鉱 産 税 特 別 土 地 保 有 税 市 町 村 法 定 外 普 通 税	市町村の住民が納める税金 土地や家屋などの所有者が納める税金 バイク・軽自動車などの所有者が納める税金 たばこの喫煙者が負担する税金 石炭・石油などの鉱物の採掘業者が納める税金 一定面積以上の土地の所有者や取得者が納める税金 市町村が国との同意を要する事前協議を経て独自に設ける税金
	目 的 税	入 湯 税 事 業 所 税 都 市 計 画 税 水 利 地 益 税 共 同 施 設 税 宅 地 開 発 税 国 民 健 康 保 険 税 市 町 村 法 定 外 目 的 税	鉱泉浴場の入湯客が負担する税金 事務所・事業所において事業を行う者や事業所用家屋の建築主が納める税金 土地や家屋の所有者が都市計画事業を行っている市町村に納める税金 水利事業などで特に利益を受ける土地や家屋の所有者が納める税金 共同作業場などにより特に利益を受ける者が納める税金 宅地開発を行う者が納める税金 国民健康保険に加入している世帯が納める税金で、実質的には保険料 市町村が国との同意を要する事前協議を経て独自に設ける税金

2 市税の年度別決算額状況図 () 対前年比



3 令和8年度市税当初予算額調・令和7年度市税決算額調

(※当初予算には個人・法人の財政計画分含む)

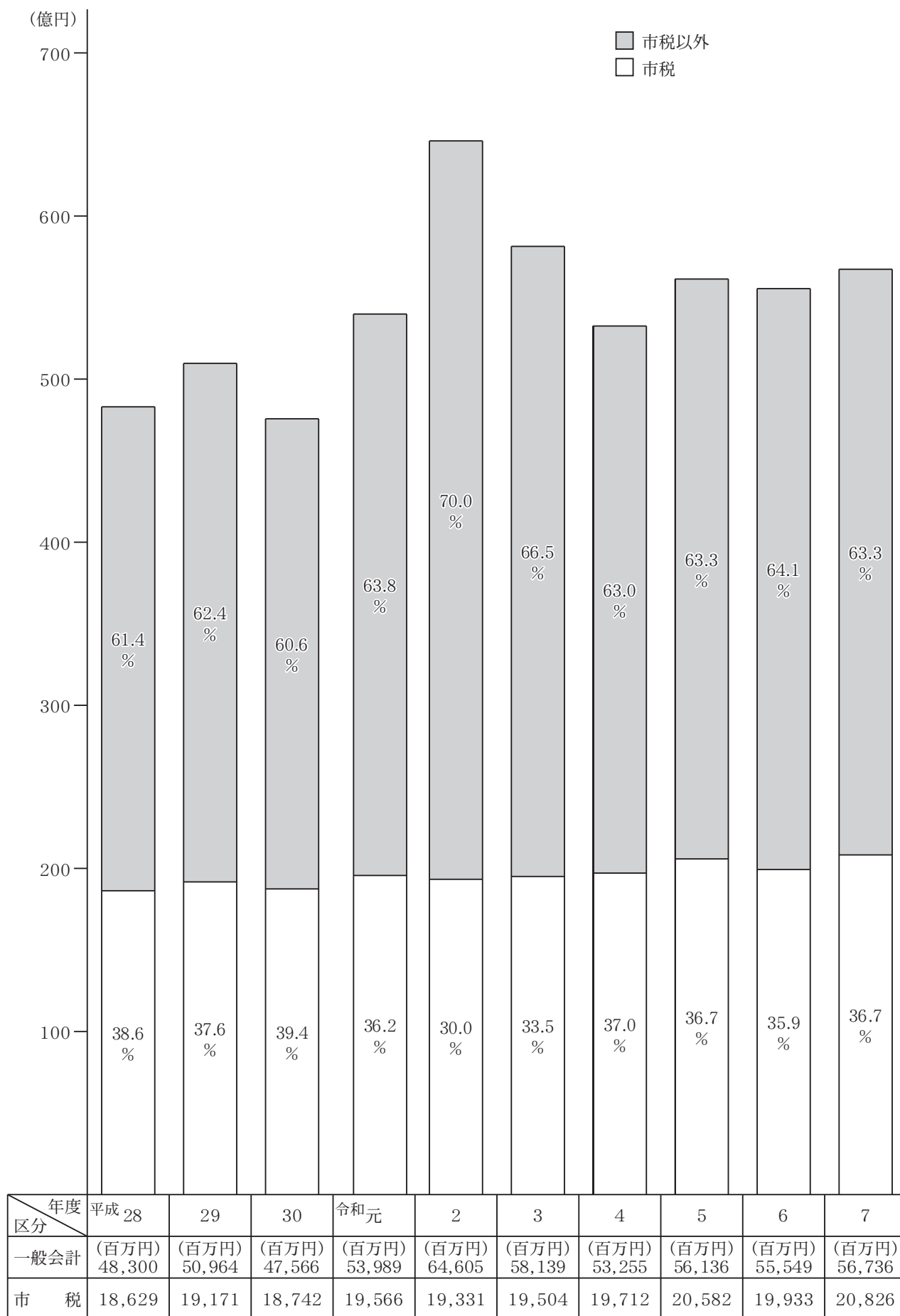
(単位 千円)

科 目		令和8年度当初予算額		合 計	構成比 (%)	令和7年度決算額		合 計	構成比 (%)
		現年度 課税分	滞 納 繰越分			現年度 課税分	滞 納 繰越分		
市 民 税	個 人	6,225,424	23,120	6,248,544	29.9	6,196,784	24,704	6,221,488	29.9
	法 人	1,875,311	1,670	1,876,981	9.0	2,006,774	3,478	2,010,252	9.6
	計	8,100,735	24,790	8,125,525	38.9	8,203,558	28,182	8,231,740	39.5
固定資産税	土地・家屋・償却	10,183,070	21,205	10,204,275	48.8	9,993,297	23,007	10,016,304	48.0
	交 付 金	10,649	0	10,649	0.1	10,766	0	10,766	0.1
	計	10,193,719	21,205	10,214,924	48.9	10,004,063	23,007	10,027,070	48.1
軽自動車税	種 別 割	448,372	3,497	451,869	2.1	441,358	3,792	445,150	2.1
	環 境 性 能 割	0	0	0	0.0	32,533	0	32,533	0.2
	計	448,372	3,497	451,869	2.1	473,891	3,792	477,683	2.3
市 た ば こ 税		838,414	0	838,414	4.0	828,467	0	828,467	4.0
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
入 湯 税		480	0	480	0.0	496	0	496	0.0
都 市 計 画 税		1,265,092	2,632	1,267,724	6.1	1,257,453	2,833	1,260,286	6.1
合 計		20,846,812	52,124	20,898,936	100	20,767,928	57,814	20,825,742	100

4 市税の年度別構成比

		都市計画税	市たばこ税	
令和8年度 当初予算 構成比	固定資産税 48.9%	6.1%	4.0%	その他 2.1%
令和7年度 決算構成比	固定資産税 48.1%	6.1%	4.0%	その他 2.3%
令和6年度 決算構成比	固定資産税 50.3%	6.2%	4.2%	その他 2.3%

5 一般会計歳入決算に占める市税の推移



6 令和7年度 市税の決算状況調

科 目	予 算 額	調 定 額 A	収 入 額 B
市 民 税	7,872,142	8,286,567	8,231,740
個 人	6,206,331	6,273,996	6,221,488
現 年 課 税 分	6,186,805	6,228,692	6,196,784
普 通 徴 収	721,356	764,587	740,019
特 別 徴 収	5,465,449	5,464,105	5,456,765
年 金 特 徴	242,802	274,903	278,157
特 徴	5,222,647	5,189,202	5,178,608
滞 納 繰 越 分	19,526	45,304	24,704
法 人	1,665,811	2,012,571	2,010,252
現 年 課 税 分	1,665,203	2,008,027	2,006,774
均 等 割	352,859	362,294	362,455
法 人 税 割	1,312,344	1,645,733	1,644,319
滞 納 繰 越 分	608	4,544	3,478
固 定 資 産 税	9,935,875	10,141,633	10,027,070
現 年 課 税 分	9,906,193	10,041,947	9,993,297
土 地 家 屋	6,569,996	6,619,962	6,588,807
償 却 資 産	3,336,197	3,421,985	3,404,490
滞 納 繰 越 分	18,917	88,920	23,007
交 付 金	10,765	10,766	10,766
軽 自 動 車 税	472,001	492,842	477,683
現 年 課 税 分	468,371	479,660	473,891
種 別 割	444,371	447,127	441,358
環 境 性 能 割	24,000	32,533	32,533
滞 納 繰 越 分	3,630	13,182	3,792
市 た ば こ 税	849,139	828,467	828,467
現 年 課 税 分	849,139	828,467	828,467
滞 納 繰 越 分	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0
現 年 課 税 分	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0
入 湯 税	493	496	496
現 年 課 税 分	493	496	496
滞 納 繰 越 分	0	0	0
都 市 計 画 税	1,255,635	1,274,530	1,260,286
現 年 課 税 分	1,253,314	1,263,575	1,257,453
滞 納 繰 越 分	2,321	10,955	2,833
合 計	20,385,285	21,024,535	20,825,742
現 年 課 税 分	20,340,283	20,861,630	20,767,928
滞 納 繰 越 分	45,002	162,905	57,814

(単位 千円)

収入率 (%)	調 定 額		不納欠損額 C	翌年度繰越額 A-(B-D)-C	還付未済額 D
	構成比 (%)	対前年比 (%)			
99.34	39.4	111.65	3,294	51,775	242
99.16	29.8	110.61	3,161	49,589	242
99.49	29.6	110.62	648	31,502	242
96.79	3.6	111.63	648	24,049	129
99.87	26.0	110.48	0	7,453	113
101.18	1.3	124.98	0	-3,144	110
99.80	24.7	109.81	0	10,597	3
54.53	0.2	109.36	2,513	18,087	0
99.88	9.6	115.00	133	2,186	0
99.94	9.6	114.82	0	1,253	0
100.04	1.7	98.09	0	-161	0
99.91	7.8	119.30	0	1,414	0
76.54	0.02	351.16	133	933	0
98.87	48.2	100.03	22,812	91,843	92
99.52	47.8	100.03	4,859	43,883	92
99.53	31.5	101.78	4,859	26,388	92
99.49	16.3	96.82	0	17,495	0
25.87	0.4	100.04	17,953	47,960	0
100.00	0.1	99.12	0	0	0
96.92	2.3	102.72	1,418	13,741	0
98.80	2.3	102.87	26	5,743	0
98.71	2.1	101.47	26	5,743	0
100.00	0.2	127.00	0	0	0
28.76	0.1	97.46	1,392	7,998	0
100.00	3.9	98.26	0	0	0
100.00	3.9	98.26	0	0	0
—	—	—	0	0	0
0.00	0.0	0.00	0	0	0
—	—	—	0	0	0
0.00	0.0	0.00	0	0	0
100.00	0.0	101.02	0	0	0
100.00	0.0	101.02	0	0	0
—	—	—	0	0	0
98.88	6.1	102.67	2,808	11,447	11
99.52	6.0	102.70	598	5,535	11
25.86	0.1	99.71	2,210	5,912	0
99.05	100	104.47	30,332	168,806	345
99.55	99.2	104.47	6,131	87,916	345
35.49	0.8	104.35	24,201	80,890	0

7 市税の徴収に関する経費の推移

区 分 \ 年 度				令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	
				決算（千円）	構成比（％）	決算見込（千円）	構成比（％）
徴 税 費	収 入 額	市 税 A		20,825,742	83.5	20,893,936	83.4
		個 人 の 県 民 税		4,126,431	16.5	4,165,696	16.6
		合 計 B		24,952,173	100.0	25,059,632	100.0
	支 出 額	人 件 費 関 係	基 本 給	176,746	29.1	187,494	33.4
			諸 手 当	97,503	16.1	107,420	19.1
			（ 超 過 勤 務 手 当 ）	16,434	2.7	17,966	3.2
			（ 税 務 特 別 手 当 ）	142	0.1	197	0.0
			（ そ の 他 の 手 当 ）	80,927	13.3	89,257	15.9
			報 酬	0	0.0	0	0.0
			そ の 他	54,113	8.9	57,281	10.2
			小 計 C	328,362	54.1	352,195	62.7
		物 件 費 関 係	旅 費	76	0.0	496	0.1
			そ の 他	7,983	1.3	9,272	1.7
			小 計	8,059	1.3	9,768	1.7
			そ の 他	271,106	44.6	198,979	35.5
			合 計 D	607,527	100.0	560,942	100.0
	県民税徴収取扱費		合 計 E	175,389		175,605	
	D - E F		432,138	385,337			
	税 収 入 に 対 す る D／B		2.4 ％	2.2 ％			
	徴 収 費 の 割 合 F／A		2.1 ％	1.8 ％			
	徴 税 職 員 数 （年度当初）	吏 員	52	52			
		そ の 他 の 職 員	4	3			
		合 計 G	56	55			
職 員 1 人 当 り 人 件 費 C ／ G		5,864		6,404			

（課税状況調）

8 市税・年度末・税目別の決算状況

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 3				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,868,858	7,808,403	99.23	39.8	104.78
個 人		5,880,694	5,822,129	99.00	29.8	98.21
現 年 課 税 分		5,816,349	5,790,347	99.55	29.5	98.60
普 通 徴 収		713,135	692,999	97.18	3.6	95.91
特 別 徴 収		5,103,214	5,097,348	99.89	25.8	98.99
滞 納 繰 越 分		64,345	31,782	49.39	0.3	72.00
法 人		1,988,164	1,986,274	99.90	10.1	131.00
現 年 課 税 分		1,967,915	1,967,242	99.97	10.0	130.00
均 等 割		361,520	361,347	99.95	1.8	102.00
法 人 税 割		1,606,395	1,605,895	99.97	8.1	138.00
滞 納 繰 越 分		20,249	19,032	93.99	0.10	610.00
固 定 資 産 税		9,376,565	9,231,736	98.46	47.5	96.00
現 年 課 税 分		9,160,390	9,122,856	99.59	46.4	96.00
土 地 家 屋		6,222,133	6,208,127	99.77	31.5	96.00
償 却 資 産		2,938,257	2,914,729	99.20	14.9	95.00
滞 納 繰 越 分		204,789	97,494	47.61	1.0	107.00
交 付 金		11,386	11,386	100.00	0.1	101.00
軽 自 動 車 税		447,669	428,734	95.77	2.3	103.00
現 年 課 税 分		428,460	423,026	98.73	2.2	104.00
種 別 割		413,838	408,404	98.69	2.1	103.00
環 境 性 能 割		14,622	14,622	100.00	0.1	119.90
滞 納 繰 越 分		19,209	5,708	29.71	0.1	85.00
市 た ば こ 税		837,880	837,880	100.00	4.2	107.00
現 年 課 税 分		837,880	837,880	100.00	4.2	107.00
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		521	521	100.00	0.0	136.00
現 年 課 税 分		521	521	100.00	0.0	136.00
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,214,916	1,196,502	98.48	6.2	97.00
現 年 課 税 分		1,189,071	1,184,198	99.59	6.0	96.00
滞 納 繰 越 分		25,845	12,304	47.61	0.1	107.00
合 計		19,746,409	19,503,776	98.77	100.0	100.00
現 年 課 税 分		19,411,972	19,337,456	99.62	98.3	100.00
滞 納 繰 越 分		334,437	166,320	49.73	1.7	101.00

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 4				
		調 定 額	収 入 額	収入率 (%)	調 定 額	
					構 成 比 (%)	対前年比 (%)
市 民 税		7,940,648	7,885,977	99.31	39.9	100.91
個 人		5,950,927	5,897,677	99.11	29.9	101.19
現 年 課 税 分		5,899,067	5,872,994	99.56	29.6	101.42
普 通 徴 収		715,161	694,685	97.14	3.6	100.28
特 別 徴 収		5,183,906	5,178,309	99.89	26.0	101.58
滞 納 繰 越 分		51,860	24,683	47.60	0.3	80.60
法 人		1,989,721	1,988,300	99.93	10.0	100.08
現 年 課 税 分		1,988,283	1,987,512	99.96	10.0	101.04
均 等 割		367,132	367,132	100.00	1.8	101.55
法 人 税 割		1,621,151	1,620,380	99.95	8.1	100.92
滞 納 繰 越 分		1,438	788	54.80	0.01	7.10
固 定 資 産 税		9,404,820	9,285,510	98.73	47.2	100.30
現 年 課 税 分		9,289,503	9,251,098	99.59	46.6	101.41
土 地 家 屋		6,432,725	6,409,722	99.64	32.3	103.38
償 却 資 産		2,856,778	2,841,376	99.46	14.3	97.23
滞 納 繰 越 分		104,043	23,138	22.24	0.5	50.80
交 付 金		11,274	11,274	100.00	0.1	99.02
軽 自 動 車 税		463,507	445,418	96.10	2.3	103.54
現 年 課 税 分		446,728	441,012	98.72	2.2	104.26
種 別 割		426,237	420,521	98.66	2.1	103.00
環 境 性 能 割		20,491	20,491	100.00	0.1	140.14
滞 納 繰 越 分		16,779	4,406	26.26	0.1	87.35
市 た ば こ 税		872,021	872,021	100.00	4.4	104.07
現 年 課 税 分		872,021	872,021	100.00	4.4	104.07
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		542	542	100.00	0.0	104.03
現 年 課 税 分		542	542	100.00	0.0	104.03
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,237,644	1,222,521	98.78	6.2	101.87
現 年 課 税 分		1,224,707	1,219,644	99.59	6.1	103.00
滞 納 繰 越 分		12,937	2,877	22.24	0.1	50.06
合 計		19,919,182	19,711,989	98.96	100.0	100.87
現 年 課 税 分		19,732,125	19,656,097	99.61	99.1	101.65
滞 納 繰 越 分		187,057	55,892	29.88	0.9	55.93

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 5				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,925,191	7,876,052	99.38	38.1	99.81
個 人		6,120,761	6,073,270	99.22	29.5	102.85
現 年 課 税 分		6,075,002	6,049,805	99.59	29.2	102.98
普 通 徴 収		778,590	758,259	97.39	3.7	108.87
特 別 徴 収		5,296,412	5,291,546	99.91	25.5	102.17
滞 納 繰 越 分		45,759	23,465	51.28	0.2	88.24
法 人		1,804,430	1,802,782	99.91	8.7	90.69
現 年 課 税 分		1,803,287	1,802,379	99.95	8.7	90.70
均 等 割		356,762	356,583	99.95	1.7	97.18
法 人 税 割		1,446,525	1,445,796	99.95	7.0	89.23
滞 納 繰 越 分		1,143	403	35.26	0.01	79.49
固 定 資 産 税		10,260,699	10,146,712	98.89	49.4	109.10
現 年 課 税 分		10,156,363	10,115,676	99.60	48.9	109.33
土 地 家 屋		6,522,671	6,502,231	99.69	31.4	101.40
償 却 資 産		3,633,692	3,613,445	99.44	17.5	127.20
滞 納 繰 越 分		93,442	20,142	21.56	0.4	89.81
交 付 金		10,894	10,894	100.00	0.1	96.63
軽 自 動 車 税		465,752	449,664	96.55	2.2	100.48
現 年 課 税 分		451,355	445,823	98.77	2.2	101.04
種 別 割		433,247	427,715	98.72	2.1	101.64
環 境 性 能 割		18,108	18,108	100.00	0.1	88.37
滞 納 繰 越 分		14,397	3,841	26.68	0.1	85.80
市 た ば こ 税		874,426	874,426	100.00	4.2	100.28
現 年 課 税 分		874,426	874,426	100.00	4.2	100.28
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		517	517	100.00	0.0	95.39
現 年 課 税 分		517	517	100.00	0.0	95.39
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,249,146	1,235,117	98.88	6.0	100.93
現 年 課 税 分		1,237,582	1,232,624	99.60	6.0	101.05
滞 納 繰 越 分		11,564	2,493	21.56	0.1	89.39
合 計		20,775,731	20,582,488	99.07	100.0	104.30
現 年 課 税 分		20,609,426	20,532,144	99.63	99.2	104.45
滞 納 繰 越 分		166,305	50,344	30.27	0.8	88.91

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 6				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,422,161	7,371,515	99.32	36.9	93.65
個 人		5,672,027	5,625,974	99.19	28.2	92.67
現 年 課 税 分		5,630,600	5,603,857	99.53	28.0	92.68
普 通 徴 収		384,938	662,983	96.79	3.4	87.97
特 別 徴 収		4,945,662	4,940,874	99.90	24.6	93.38
滞 納 繰 越 分		41,427	22,117	53.39	0.2	90.53
法 人		1,750,134	1,745,541	99.74	8.7	96.99
現 年 課 税 分		1,748,840	1,744,789	99.77	8.7	96.98
均 等 割		369,365	368,626	99.80	1.8	103.53
法 人 税 割		1,379,475	1,376,168	99.76	6.9	95.36
滞 納 繰 越 分		1,294	752	58.11	0.01	113.21
固 定 資 産 税		10,138,444	10,025,584	98.89	50.4	98.81
現 年 課 税 分		10,038,697	9,992,803	99.54	49.9	98.84
土 地 家 屋		6,504,466	6,477,887	99.59	32.3	99.72
償 却 資 産		3,534,231	3,514,916	99.45	17.6	97.26
滞 納 繰 越 分		88,885	21,919	24.66	0.4	95.12
交 付 金		10,862	10,862	100.00	0.1	99.71
軽 自 動 車 税		479,797	464,683	96.85	2.4	103.02
現 年 課 税 分		466,272	460,999	98.87	2.3	103.30
種 別 割		440,655	435,382	98.80	2.2	101.71
環 境 性 能 割		23,617	25,617	100.00	0.1	141.47
滞 納 繰 越 分		13,525	3,684	27.24	0.1	93.94
市 た ば こ 税		843,168	843,168	100.00	4.2	96.43
現 年 課 税 分		843,168	843,168	100.00	4.2	96.43
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		491	491	100.00	0.0	94.97
現 年 課 税 分		491	491	100.00	0.0	94.97
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,241,401	1,227,498	98.88	6.2	99.38
現 年 課 税 分		1,230,414	1,224,788	99.54	6.1	99.42
滞 納 繰 越 分		10,987	2,710	24.67	0.1	95.01
合 計		20,125,462	19,932,939	99.04	100.0	96.87
現 年 課 税 分		19,969,344	19,881,757	99.56	99.2	96.89
滞 納 繰 越 分		156,118	51,182	32.78	0.8	93.87

9 自主財源と依存財源の調（令和7・8年度一般会計）

（単位 千円）

自主財源			依存財源		
年度 款	令和7	令和8	年度 款	令和7	令和8
市 税	20,825,742	20,893,936	地 方 譲 与 税	378,524	356,000
分 担 金 及 び 負 担 金	313,440	316,241	利 子 割 交 付 金	40,847	45,000
使 用 料 及 び 手 数 料	709,233	683,501	配 当 割 交 付 金	137,075	115,000
財 産 収 入	80,869	70,993	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	218,490	191,000
寄 附 金	415,794	831,000	法 人 事 業 税 交 付 金	365,790	363,000
繰 入 金	830,712	921,165	地 方 消 費 税 交 付 金	3,436,800	3,137,000
繰 越 金	1,041,039	900,000	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	31,903	30,000
諸 収 入	1,781,673	1,542,889	環 境 性 能 割 交 付 金	29,418	0
			地 方 特 例 交 付 金	197,556	174,000
			地 方 交 付 税	7,065,113	5,402,000
			交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,912	8,900
			国 庫 支 出 金	11,199,209	9,851,508
			県 支 出 金	4,120,045	4,466,338
			市 債	3,508,200	4,928,100
計	25,998,502	26,159,725			
歳 入 合 計	56,736,384	55,227,571	計	30,737,882	29,067,846

- ・ 令和7年度は歳入決算額
- ・ 令和8年度は当初予算額

自主財源と依存財源の内訳

令和8年度 予算構成比	自主財源 47.4 %	依存財源 52.6 %
令和7年度 決算構成比	自主財源 45.8 %	依存財源 54.2 %
令和6年度 決算構成比	自主財源 46.5 %	依存財源 53.5 %

10 基準財政収入額等の推移

(単位 千円・%)

年度 区分 科 目		令 和 6		令 和 7		令 和 8	
		算定数値	前年度比	算定数値	前年度比	算定数値	前年度比
財 政 力 指 数 (単 年 度)		0.784	99.7	0.763	97.4	0.775	101.5
基 準 財 政 需 要 額		23,193,161	101.3	23,798,177	102.6	24,783,582	104.1
基 準 財 政 収 入 額		18,181,840	101.0	18,164,322	99.9	19,206,540	105.7
基 準 財 政 収 入 額 内 訳	市 民 税	5,673,524	96.1	5,795,441	102.1	6,178,616	106.6
	固 定 資 産 税	7,592,821	99.5	7,570,512	99.7	7,798,972	103.0
	軽 自 動 車 税	332,134	101.5	337,153	101.5	343,457	101.9
	軽自動車税環境性能割	17,594	121.4	20,163	114.6	3,607	17.9
	市 町 村 た ば こ 税	639,223	100.5	625,926	97.9	635,331	101.5
	市町村交付金及び市町村納付金	8,146	99.7	8,074	99.1	7,987	98.9
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,640,879	100.1	2,776,298	105.1	3,095,848	111.5
	ゴルフ場利用税交付金	22,656	100.5	22,426	99.0	23,232	103.6
	自動車取得税交付金	—	—	—	—	—	—
	自動車税環境性能割交付金	26,372	182.8	26,289	99.7	0	0.0
	利 子 割 交 付 金	0	0.0	4,167	—	33,952	814.7
	特 別 と ん 譲 与 税	40,197	63.7	73,250	182.2	62,434	85.2
	自動車重量譲与税	196,846	105.1	201,733	102.5	208,430	103.3
	森 林 環 境 譲 与 税	52,273	132.0	56,149	107.4	68,754	122.4
	交通安全対策特別交付金	12,450	91.5	11,759	94.4	10,302	87.6
	配 当 割 交 付 金	65,784	84.0	79,088	120.2	107,535	136.0
	株式等譲渡所得割交付金	81,329	143.7	137,646	169.2	152,397	110.7
	法 人 事 業 税 交 付 金	269,475	123.7	275,175	102.1	298,252	108.4
	地 方 特 例 交 付 金	452,325	532.6	81,046	17.9	125,966	155.4
	錯 誤 措 置 額	△ 4,708	—	0	—	△ 594	—
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	62,520	99.6	62,027	99.2	52,062	83.9

〈市税決算額との比較〉

(単位 千円・%)

科目	年度 区分	令和 6					令和 7				
		基準財政 収入額 A	標準税 収入額 B	市 税 決 算 額 C	増 減 (B - C) D	比率 $\frac{C}{B}$	基準財政 収入額 A	標準税 収入額 B	市 税 決 算 額 C	増 減 (B - C) D	比率 $\frac{C}{B}$
市 民 税		5,673,524	7,200,892	7,348,646	△ 147,754	102	5,673,524	7,356,461	8,203,558	△ 847,097	112
固定資産税		7,592,821	10,123,761	9,992,803	130,958	99	7,592,821	10,094,016	9,993,297	100,719	99
市町村交付 金及び市町 村納付金		8,146	10,861	10,862	△ 1	100	8,146	10,765	10,766	△ 1	100
軽自動車税 種 別 割		332,134	442,845	435,383	7,462	98	337,153	449,537	441,358	8,179	98
軽自動車税 環境性能割		17,594	23,459	25,616	△ 2,157	109	20,163	26,884	32,533	△ 5,649	121
市たばこ税		639,223	852,297	843,168	9,129	99	625,926	834,568	828,467	6,101	99
入 湯 税		—	—	(491)	—	—	—	—	(496)	—	—
都市計画税		—	—	(1,224,788)	—	—	—	—	(1,257,453)	—	—

。 () は目的税

。市税決算額は現年課税分

11 諸証明交付実績の推移

(件数)

区分	年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
納 税 証 明		12,199	11,025	5,852	5,708	4,785
所 得 課 税 証 明		11,242	10,990	9,358	8,854	7,199
事 業 所 所 在 証 明		118	111	96	77	64
固 定 資 産 関 係 証 明		5,087	5,648	5,670	5,584	5,126
法 務 局 価 格 通 知		1,750	1,742	1,631	1,606	1,564
住 宅 関 係 証 明		498	529	482	499	476
合 計		30,894	30,045	23,089	22,328	19,214

12 市税の市民負担額の推移（現年課税分）

（単位 円）

年 度 区 分	令 和 4		令 和 5		令 和 6		令 和 7		令 和 8	
	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり
（個人） 市民税	50,909	102,083	52,997	105,197	49,737	97,726	55,709	108,440	56,483	108,692
（法人）	17,159	34,407	15,731	31,226	15,448	30,353	17,960	34,959	17,015	32,742
固 定 資 産 税	80,168	160,754	88,601	175,871	88,675	174,235	89,815	174,828	92,391	177,789
軽 自 動 車 税	3,855	7,731	3,937	7,816	4,119	8,093	4,290	8,351	4,068	7,828
市 た ば こ 税	7,526	15,090	7,628	15,142	7,448	14,634	7,410	14,423	7,607	14,638
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	5	9	5	9	4	9	4	9	4	8
都 市 計 画 税	10,569	21,193	10,796	21,430	10,869	21,355	11,301	21,999	11,478	22,088
合 計	170,191	341,268	179,695	356,691	176,300	346,406	186,489	363,009	189,046	363,785
指数〔R4を100〕	100.0	100.0	105.6	104.5	103.6	101.5	109.6	106.4	111.1	106.6

- 。人口、世帯は6月末日現在のもの。（令和8年度 人口110,217人、世帯数57,276世帯）
- 。令和7年度までは決算時における調定額。令和8年度は当初予算額に対するものである。
- 。固定資産税は交付金を除く。
- 。滞納繰越分を除く。

市 民 税 関 係

- 市民税（個人・法人）

〔市 民 税〕

1 市民税(個人)の市・県民税当初調定額等の推移

区分	年度	納 税 義 務 者 数 (人)				市 民 税 額 (円)		
		所得割+均等割のもの	所得割のみのもの	均等割のみのもの	計	所得割	均等割	計
普通徴収	令和3	5,046	0	1,250	6,296	605,260,300	28,894,300	634,154,600
	4	4,930	0	1,267	6,197	598,731,200	28,009,700	626,740,900
	5	5,115	0	1,212	6,327	647,884,600	28,710,400	676,595,000
	6	4,327	0	1,580	5,907	578,879,900	23,641,500	602,521,400
	7	4,960	0	1,315	6,275	637,285,645	24,404,103	661,689,748
	8	4,671	0	1,106	5,777	653,475,740	23,667,281	677,143,021
特別徴収	令和3	40,370	0	2,093	42,463	4,710,368,300	147,842,300	4,858,210,600
	4	40,375	0	2,067	42,442	4,810,718,900	147,770,300	4,958,489,200
	5	40,353	1	1,990	42,344	4,936,278,586	147,448,400	5,083,726,986
	6	38,983	0	3,660	42,643	4,603,443,573	127,172,400	4,730,615,973
	7	40,871	0	1,960	42,831	5,104,450,874	127,710,600	5,232,161,474
	8	40,172	0	1,679	41,851	5,317,703,762	125,560,300	5,443,264,062
年金特徴	令和3	6,842	0	2,577	9,419	237,293,300	25,794,400	263,087,700
	4	6,674	0	2,582	9,256	231,710,200	25,701,200	257,411,400
	5	6,534	0	2,619	9,153	230,782,400	25,168,200	255,950,600
	6	5,564	0	4,140	9,704	202,066,500	22,885,800	224,952,300
	7	6,978	0	2,250	9,528	258,667,228	22,660,097	281,327,325
	8	7,280	0	2,407	9,687	271,693,558	22,717,419	294,410,977
合 計	令和3	52,258	0	5,920	58,178	5,552,921,900	202,531,000	5,755,452,900
	4	51,979	0	5,916	57,895	5,641,160,300	201,481,200	5,842,641,500
	5	52,002	1	5,821	57,824	5,814,945,586	201,327,000	6,016,272,586
	6	48,874	0	9,380	58,254	5,384,389,973	173,699,700	5,558,089,673
	7	52,809	0	5,825	58,634	6,000,403,747	174,774,800	6,175,178,547
	8	52,123	0	5,192	57,315	6,242,873,060	171,945,000	6,414,818,060
対前年比(%)	令和3	103.7	—	77.8	100.3	98.4	100.4	98.5
	4	99.5	—	99.9	99.5	101.6	99.5	101.5
	5	100.0	—	98.4	99.9	103.1	99.9	103.0
	6	94.0	—	161.1	100.7	92.6	86.3	92.4
	7	108.1	—	62.1	100.7	111.4	100.6	111.1
	8	98.7	—	89.1	97.8	104.0	98.4	103.9

県 民 税 額 (円)			市 県 民 税 額 合 計 (円)		
所 得 割	均 等 割	計	所 得 割	均 等 割	計
403,111,500	18,212,200	421,323,700	1,008,371,800	47,106,500	1,055,478,300
398,794,700	17,673,500	416,468,200	997,525,900	45,683,200	1,043,209,100
431,510,200	18,087,800	449,598,000	1,079,394,800	46,798,200	1,126,193,000
385,519,800	13,371,900	398,891,700	964,399,700	37,013,400	1,001,413,100
424,462,100	13,840,366	438,302,466	1,061,747,745	38,244,469	1,099,992,214
435,218,200	13,251,966	448,470,166	1,088,693,940	36,919,247	1,125,613,187
3,139,544,300	93,415,300	3,232,959,600	7,849,912,600	241,257,600	8,091,170,200
3,206,316,400	93,379,700	3,299,696,100	8,017,035,300	241,150,000	8,258,185,300
3,290,058,014	93,154,300	3,383,212,314	8,226,336,600	240,602,700	8,466,939,300
3,068,191,727	72,490,000	3,140,681,727	7,671,635,300	199,662,400	7,871,297,700
3,402,134,353	72,806,400	3,474,940,753	8,506,585,227	200,517,000	8,707,102,227
3,544,370,140	71,150,300	3,615,520,440	8,862,073,902	196,710,600	9,058,784,502
158,256,900	16,364,100	174,621,000	395,550,200	42,158,500	437,708,700
154,530,800	16,315,800	170,846,600	386,241,000	42,017,000	428,258,000
153,912,400	15,968,500	169,880,900	384,694,800	41,136,700	425,831,500
134,764,000	13,169,900	147,933,900	336,830,500	36,055,700	372,886,200
172,490,000	13,031,034	185,521,034	431,157,228	35,691,131	466,848,359
181,175,900	13,033,234	194,209,134	452,869,458	35,750,653	488,620,111
3,700,912,700	127,991,600	3,828,904,300	9,253,834,600	330,522,600	9,584,357,200
3,759,641,900	127,369,000	3,887,010,900	9,400,802,200	328,850,200	9,729,652,400
3,875,480,614	127,210,600	4,002,691,214	9,690,426,200	328,537,600	10,018,963,800
3,588,475,527	99,031,800	3,687,507,327	8,972,865,500	272,731,500	9,245,597,000
3,999,086,453	99,677,800	4,098,764,253	9,999,490,200	274,452,600	10,273,942,800
4,160,764,240	97,435,500	4,258,199,740	10,403,637,300	269,380,500	10,673,017,800
98.4	100.3	98.5	98.4	100.4	98.5
101.6	99.5	101.5	101.6	99.5	101.5
103.1	99.9	103.0	103.1	99.9	103.0
92.6	77.8	92.1	92.6	83.0	92.3
111.4	100.7	111.1	111.4	100.6	111.1
104.0	97.8	103.9	104.0	98.2	103.9

〈市民税と県民税の比較（当初税額）〉

（単位 千円・％）

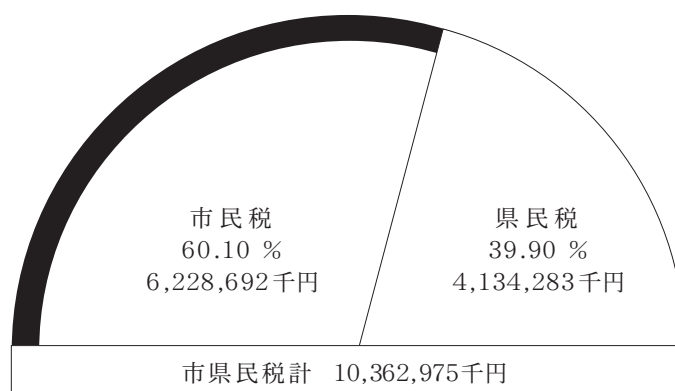
年 度	算 出 税 額			割 合			平 均 税 率	
	市 民 税	県 民 税	計	市民税	県民税	計	市民税	県民税
令和4	5,842,641	3,887,011	9,729,652	60.0	40.0	100.0	6.0	4.0
5	6,016,272	4,002,691	10,018,963	60.0	40.0	100.0	6.0	4.0
6	5,558,090	3,687,507	9,245,597	60.1	39.9	100.0	6.0	4.0
7	6,175,179	4,098,764	10,273,943	60.1	39.9	100.0	6.0	4.0
8	6,414,818	4,258,200	10,673,018	60.1	39.9	100.0	6.0	4.0

〈県民税確定あん分率の推移〉

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
39.97 %	39.93 %	39.94 %	39.89 %	39.90 %

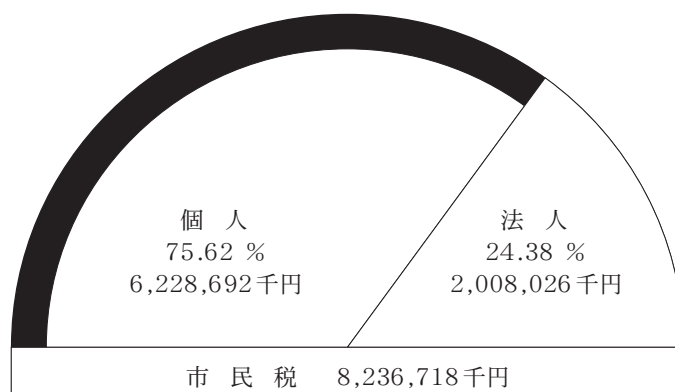
〈個人市民税と県民税の比率（現年度分）〉

令和7年度 決算（調定額）



〈個人市民税と法人市民税の比率（現年度分）〉

令和7年度 決算（調定額）



2 年度別市民税(個人)所得割額等 (課税状況調から)

所得種類	調定年度	納 税 義 務 者 数				総 所 得 金 額 等		
		所得税の納税義務		計 (人)	左のうち 税額調整 措置に係 る者(人)	総所得金額 (千円)	山林所得 金 額 (千円)	退職所得 金 額 (千円)
		有 (人)	無 (人)					
給 与 所 得 者	令和4	39,124	3,652	42,776	28	143,063,564	0	0
	5	39,266	3,643	42,909	31	146,141,318	0	0
	6	38,859	2,404	41,263	10	145,740,732	0	0
	7	30,221	1,3018	43,239	25	150,750,835	0	0
	8	35,503	6,805	42,308	18	155,191,313	0	0
営 業 等 所 得 者	令和4	1,542	192	1,734	4	5,770,899	0	0
	5	1,529	189	1,718	2	5,740,888	0	0
	6	1,447	87	1,534	1	5,452,525	0	0
	7	903	737	1,640	1	5,619,312	0	0
	8	1,165	463	1,628	2	5,627,202	0	0
農 業 所 得 者	令和4	10	1	11	0	28,871	0	0
	5	9	1	10	0	23,884	0	0
	6	9	0	9	0	19,459	0	0
	7	4	6	10	1	17,473	0	0
	8	10	13	23	0	36,543	0	0
そ の 他 の 所 得 者	令和4	6,163	771	6,934	24	12,665,286	0	0
	5	6,093	717	6,810	21	12,570,359	1,699	0
	6	5,422	50	5,472	1	11,069,764	0	0
	7	2,040	5,246	7,286	26	13,136,498	0	0
	8	3,635	3,921	7,556	24	13,562,882	0	0
土長株先 地期・式物 等短等取 事期譲引 業譲渡雑 所所所得 得得得得	令和4	513	12	525	0	2,295,430	6,000	0
	5	549	12	561	6	2,499,024	0	0
	6	586	8	594	0	2,892,857	0	0
	7	558	57	615	0	2,991,235	398	0
	8	549	58	607	0	3,156,056	0	0
計	令和4	47,352	4,628	51,980	56	163,824,050	6,000	0
	5	47,446	4,562	52,008	54	166,975,473	1,699	0
	6	46,323	2,549	48,872	12	165,175,337	0	0
	7	33,726	19,064	52,790	53	172,515,353	398	0
	8	40,862	11,260	52,122	44	177,573,996	0	0

3 年度別給与・公的年金等収入等

		給与所得者					(千円)
小計 (千円)	年度	納税義務者 (人)	給与所得に係る収入金額	給与所得控除額	給与所得金	給与所得額	
	令和4	44,868	197,193,274	53,608,037		143,585,237	
	5	45,033	201,161,726	54,242,515		146,383,085	
	6	43,231	200,403,528	53,578,633		146,304,113	
	7	45,579	207,560,448	55,776,370		151,228,229	
	8	44,702	212,866,927	56,595,331		155,702,667	
	公的年金等						(千円)
	年度	納税義務者 (人)	公的年金等に係る収入金額	公的年金等控除額	公的年金等に係る雑所得金額		
	令和4	11,907	22,217,620	11,355,591		10,862,029	
	5	11,835	21,966,611	11,366,471		10,600,140	
	6	10,102	19,074,727	9,746,580		9,328,147	
	7	12,145	23,450,763	11,973,559		11,477,204	
	8	12,083	24,269,776	12,186,380		12,083,396	
12,665,286	総所得金額等						
12,572,058	分離長期譲渡所得金 (千円)	分離短期譲渡所得金 (千円)	土地等に係る事業所得等の金額 (千円)	株式等に係る譲渡所得等の金額 (千円)	上場株式等に係る配当所得等の金額 (千円)	先物取引に係る雑所得等の金額 (千円)	計 (千円)
11,069,764							
13,136,498							
13,562,882							
2,301,430	1,527,140	17,277	—	793,938	103,074	48,788	4,791,647
2,499,024	1,803,159	12,619	—	1,556,732	90,843	152,638	6,115,015
2,892,857	1,835,803	20,477	—	2,034,580	123,170	67,771	6,974,658
2,991,235	1,550,880	36,753	—	1,696,788	134,846	82,533	6,493,035
3,156,056	1,504,257	2,250	—	1,436,561	131,717	106,361	6,337,202
163,830,050	1,527,140	17,277	—	793,938	103,074	48,788	166,320,267
166,977,172	1,803,159	12,619	—	1,556,732	90,843	152,638	170,593,163
165,175,337	1,835,803	20,477	—	2,034,580	123,170	67,771	169,257,138
172,515,353	1,550,880	36,753	—	1,696,788	134,846	82,533	176,017,153
177,573,996	1,504,257	2,250	—	1,436,561	131,717	106,361	180,755,142

2 年度別市民税(個人)所得割額等 (つづき)

調 定 年 度	所 得 控 除							
	雑 損	医療費	社会保険料	小規模企業 共済等掛金	生命保険料	地震損害 保険料	障害者	寡 婦
令和 4	131	768,407	29,416,435	840,076	2,063,117	118,826	680,360	116,740
5	93	745,891	29,938,543	886,341	2,056,814	118,720	654,780	114,400
6	299	700,162	30,017,788	942,348	1,963,019	112,613	552,720	107,120
7	1,202	774,668	31,244,144	993,347	2,028,786	118,413	659,380	110,240
8	59	797,275	32,124,309	1,048,187	1,993,582	118,879	672,240	112,580

調 定 年 度	課 税 標 準				
	総所得金額に 係 る も の	山林所得金額に 係 る も の	退職所得金額に 係 る も の	小 計	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額 に 係 る も の
令和 4	99,780,863	6,000	0	99,786,863	1,456,958
5	102,700,581	1,122	0	102,701,703	1,737,534
6	103,233,041	0	0	103,233,041	1,771,547
7	106,652,552	397	0	106,652,949	1,508,685
8	111,163,568	0	0	111,163,568	1,462,193

調 定 年 度	算 出 税 額 (千円)							計
	総所得、山 林所得及び 退職所得分	分 離 長 期 譲渡所得分	分 離 短 期 譲渡所得分	土 地 等 に 係 る 事 業 所 得 等 分	株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 分	上 場 株 式 等 の 配 当 所 得 金 額 に 係 る 分	先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等 分	
令和 4	5,985,101	43,249	840	—	23,630	3,090	1,407	6,057,317
5	6,159,977	52,126	656	—	46,665	2,714	4,387	6,266,525
6	6,191,983	53,123	1,106	—	60,907	3,695	1,994	6,312,808
7	6,397,020	45,184	1,984	—	50,728	4,042	2,438	6,501,406
8	6,667,667	43,839	121	—	42,857	3,951	3,082	6,761,517

額（千円）								
ひとり親	勤労学生	配偶者	配偶者特別	扶 養	配偶者及び 扶養親族の うち同居特 障加算分	特定親族 特別	基 礎	計
272,700	0	3,468,820	844,520	3,141,800	102,580	—	22,288,840	64,123,352
268,800	520	3,296,030	827,260	3,050,530	93,380	—	22,297,450	64,349,552
216,900	0	2,851,050	752,140	2,773,970	75,210	—	20,946,930	62,012,269
260,100	520	3,166,430	768,800	3,061,150	93,610	—	22,630,660	65,911,450
258,900	780	3,317,650	469,720	3,094,160	89,240	27,820	22,338,830	66,464,211

額等（千円）					
分離短期譲渡 所得金額に 係るもの	土地等に係る 事業所得等の 金額に係るもの	株式等に係る 譲渡所得等の 金額に係るもの	上場株式等の 配当所得金額 に係るもの	先物取引に 係る雑所得 等の金額	計
15,562	—	787,655	103,020	46,857	102,196,915
12,142	—	1,555,493	90,468	146,271	106,243,611
20,475	—	2,030,207	123,113	66,486	107,244,869
36,749	—	1,691,234	134,757	81,329	110,105,703
2,248	—	1,428,571	131,635	102,716	114,290,931

税 額 控 除 額（千円）					税 額 調整額 （千円）	配当割額 及び株式 譲渡所得 割額の控 除額 （千円）	減免税額 （千円）	所 得 割 額（千円）			平均 税率 （％）
調整控除	配当	住宅借 入金等 特別税 額	寄附金	外国税額				所得税の納税義務		計	
								有	無		
104,887	4,677	112,815	176,619	27	603	6,433	34	5,455,294	184,988	5,640,282	6.00
103,317	4,754	112,034	218,734	107	503	11,620	333	5,626,425	188,698	5,815,123	6.00
94,782	4,885	103,208	254,133	90	123	17,696	212	5,236,439	146,939	5,383,378	6.00
103,488	4,825	97,487	271,578	82	304	20,765	142	5,250,608	749,925	6,000,533	6.00
102,213	4,697	98,862	294,208	75	309	16,220	212	5,938,310	306,411	6,244,721	6.00

4 令和7年度 市民税(個人所得割)の課税標準段階別構成

納税義務者 (人)	構成比 (%)	所得別 納税義務者数	課税標準の段階	税 額	所得割額 (千円)	構成比 (%)
2,073	3.9 (3.6)		10万円以下の金額	市 国	27,862	0.5 (0.7)
16,503	31.3 (29.6)		10万円を超え 100万円以下		503,831	8.4 (6.9)
15,644	29.6 (27.5)		100万円を超え 200万円以下		1,286,515	21.4 (16.7)
9,121	17.3 (17.1)		200万円を超え 300万円以下		1,235,176	20.6 (17.1)
4,318	8.2 (9.1)		300万円を超え 400万円以下		840,355	14.0 (12.9)
2,665	5.0 (6.3)		400万円を超え 550万円以下		701,850	11.7 (12.0)
937	1.8 (2.5)		550万円を超え 700万円以下		324,256	5.4 (6.3)
836	1.6 (2.1)		700万円を超え 1000万円以下		386,526	6.4 (7.4)
693	1.3 (2.2)		1000万円を超える金額		694,162	11.6 (20.0)
52,790	100.0	30% 20% 10%	合 計	10% 20% 30%	6,000,533	100.0

(課税状況調) () … 全国

5 市民税(法人)の月別調定額等の推移

月別	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円
4月	現年度	194	23,265	191	25,601	171	17,706	216	24,117	196	25,117
	過年度	75	12,440	94	31,526	104	38,059	128	92,109	119	97,311
5月	現年度	576	119,868	578	108,992	592	121,477	556	123,991	530	124,126
	過年度	24	3,069	32	3,937	28	791	58	2,185	25	535
6月	現年度	549	256,861	526	222,507	492	186,387	561	177,774	505	185,676
	過年度	59	4,101	98	9,157	101	15,651	81	14,226	79	16,735
7月	現年度	406	616,089	437	576,871	429	695,407	393	444,728	451	646,464
	過年度	20	1,118	14	120	13	420	7	331	24	2,753
8月	現年度	341	100,587	363	82,186	385	126,810	390	141,710	417	148,582
	過年度	8	2,767	12	311	14	330	5	108	24	422
9月	現年度	279	43,871	277	37,993	311	41,515	309	42,411	280	41,741
	過年度	20	2,828	7	173	19	458	10	187	7	81
10月	現年度	258	52,201	300	76,321	280	58,500	283	51,278	272	63,143
	過年度	10	109	6	7	18	336	9	295	11	322
11月	現年度	633	306,706	598	614,207	618	337,937	625	441,324	609	466,426
	過年度	10	329	13	897	13	638	15	249	5	76
12月	現年度	276	293,177	241	46,459	275	48,309	241	77,534	281	77,411
	過年度	20	972	14	825	20	342	17	2,889	13	123
1月	現年度	184	39,961	260	51,893	201	38,139	207	28,284	198	35,838
	過年度	11	294	22	602	5	5	4	80	8	118
2月	現年度	357	67,779	360	49,752	354	46,987	402	60,297	354	52,453
	過年度	18	89	16	140	11	294	12	69	23	1,744
3月	現年度	139	18,846	141	47,737	114	26,483	132	20,637	126	20,650
	過年度	15	592	10	70	18	307	21	2,029	7	179
合計	現年度	4,192	1,939,208	4,272	1,940,519	4,222	1,745,658	4,315	1,634,085	4,219	1,887,627
	過年度	290	28,707	338	47,765	364	57,630	367	114,756	345	120,399

(令和7年度 月別調定額詳細)

(単位 円・件)

区分	4月調定		5月調定		6月調定		7月調定		8月調定		9月調定		10月調定		11月調定		12月調定		1月調定		2月調定		3月調定		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度分	15,660,200	114	84,910,200	274	126,740,900	296	594,136,400	244	116,241,300	226	27,170,400	133	43,469,500	163	406,079,100	438	59,475,200	202	23,801,700	135	34,113,400	214	13,400,400	105	1,545,198,700	2,544
均等割	9,456,500	196	39,216,000	528	58,934,800	470	52,327,600	401	32,341,100	408	14,570,900	270	19,673,600	269	60,346,800	601	17,935,400	263	12,036,500	190	18,339,600	343	7,249,800	118	342,428,600	4,057
合計1	25,116,700	196	124,126,200	530	185,675,700	505	646,464,000	451	148,582,400	417	41,741,300	280	63,143,100	272	466,425,900	609	77,410,600	281	35,838,200	198	52,453,000	354	20,650,200	126	1,887,627,300	4,219
累計1	25,116,700	196	149,242,900	726	334,918,600	1,231	981,382,600	1,682	1,129,965,000	2,099	1,171,706,300	2,379	1,234,849,400	2,651	1,701,275,300	3,260	1,778,685,900	3,541	1,814,524,100	3,739	1,866,977,100	4,093	1,887,627,300	4,219		
過年度分	86,691,500	94	335,200	21	9,166,100	63	1,754,700	23	302,200	21	30,500	7	321,900	11	25,900	4	122,700	13	10,100	7	1,593,800	23	179,200	7	100,533,800	294
均等割	10,619,900	82	200,000	6	7,569,100	28	998,300	9	120,000	3	50,000	1		0	50,000	1		0	108,300	1	150,000	3	0	0	19,865,600	134
合計2	97,311,400	119	535,200	25	16,735,200	79	2,753,000	24	422,200	24	80,500	7	321,900	11	75,900	5	122,700	13	118,400	8	1,743,800	23	179,200	7	120,399,400	345
累計2	97,311,400	119	97,846,600	144	114,581,800	223	117,334,800	247	117,757,000	271	117,837,500	278	118,159,400	289	118,235,300	294	118,353,000	307	118,476,400	315	120,220,200	338	120,399,400			
税合計	102,351,700	208	85,245,400	295	135,907,000	359	595,891,100	267	116,543,500	247	27,200,900	140	43,791,400	174	406,105,000	442	59,597,900	215	23,811,800	142	35,707,200	237	13,579,600	112	1,645,732,500	2,838
割累計	102,351,700	208	187,597,100	503	323,504,100	862	919,395,200	1,129	1,035,938,700	1,376	1,063,139,600	1,516	1,106,931,000	1,690	1,513,036,000	2,132	1,572,633,900	2,347	1,596,445,700	2,489	1,632,152,900	2,726	1,645,732,500	2,838		
均等割	20,076,400	278	39,416,000	534	66,503,900	498	53,325,900	410	32,461,100	411	14,620,900	271	19,673,600	269	60,396,800	602	17,935,400	263	12,144,800	191	18,489,600	346	7,249,800	118	362,294,200	4,191
割累計	20,076,400	278	59,492,400	812	125,996,300	1,310	179,322,200	1,720	211,783,300	2,131	226,404,200	2,402	246,077,800	2,671	306,474,600	3,273	324,410,000	3,536	336,554,800	3,727	355,044,400	4,073	362,294,200	4,191		
合計(1+2)	122,428,100	315	124,661,400	555	202,410,900	584	649,217,000	475	149,004,600	441	41,821,800	287	63,465,000	283	466,501,800	614	77,533,300	294	1,933,000,500	4,054	1,987,197,300	4,431	2,008,026,700	4,564		
累計(1+2)	122,428,100	315	247,089,500	870	449,500,400	1,454	1,098,717,400	1,929	1,247,722,000	2,370	1,289,543,800	2,657	1,353,008,800	2,940	1,819,510,600	3,554	1,897,043,900	3,848	1,933,000,500	4,054	1,987,197,300	4,431	2,008,026,700	4,564		

6 市民税(法人)の均等割区分別納税義務者数の推移

年度	50億円超 従業者50人超	10億円超 50億円以下 従業者50人超	10億円超 従業者50人以下	1億円超 10億円以下 従業者50人超	1億円超 10億円以下 従業者50人以下	1千万円超 1億円以下 従業者50人超	1千万円超 1億円以下 従業者50人以下	1千万円以下 従業者50人超	1千万円以下 従業者50人以下	計	
	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和2	20	10	195	24	154	45	510	23	2,665	3,646	
3	18	14	196	22	159	40	517	22	2,691	3,679	
4	21	14	201	23	152	43	518	24	2,748	3,744	
5	23	14	196	23	144	44	508	25	2,806	3,783	
6	20	14	200	21	152	43	513	27	2,850	3,840	
7	20	14	193	22	151	44	512	26	2,849	3,831	

(課税状況調による)

固 定 資 産 税 関 係

- 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 都市計画税
- 国有資産等所在市町村交付金
- 特別土地保有税

〔固定資産税〕

1 納税義務者数の推移

(単位 人)

区分 \ 年度	令和 3	4	5	6	7	8 (7月末)
実 数	48,883	49,042	48,944	48,813	48,577	48,428
土 地	39,709	39,882	39,909	39,864	39,832	38,705
家 屋	39,355	39,617	39,685	39,741	39,731	39,764
償 却 資 産	1,334	1,501	1,526	1,559	1,567	1,613

(法定免税点以上)

2 土地の筆数及び家屋の棟数の推移

区分 \ 年度	令和 3	4	5	6	7	8
土 地 (筆)	150,008	150,311	150,302	150,403	150,205	150,393
家 屋 (棟)	68,845	69,161	69,305	69,416	69,486	69,538

(法定免税点以上)

(概要調書)

3 評価額の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	令和 3	4	5	6	7	8
土 地	499,150,689	495,136,921	491,420,689	487,014,677	485,492,646	484,243,133
家 屋	244,166,818	256,622,410	264,656,491	265,458,983	273,088,294	279,330,731
小 計	743,317,507	751,759,331	756,077,180	752,473,660	758,580,940	763,573,864
償 却 資 産	219,339,594	210,715,673	271,812,580	264,105,758	254,855,264	269,889,136
合 計	962,657,101	962,475,004	1,027,889,760	1,016,579,418	1,013,436,204	1,033,463,000

(法定免税点以上)

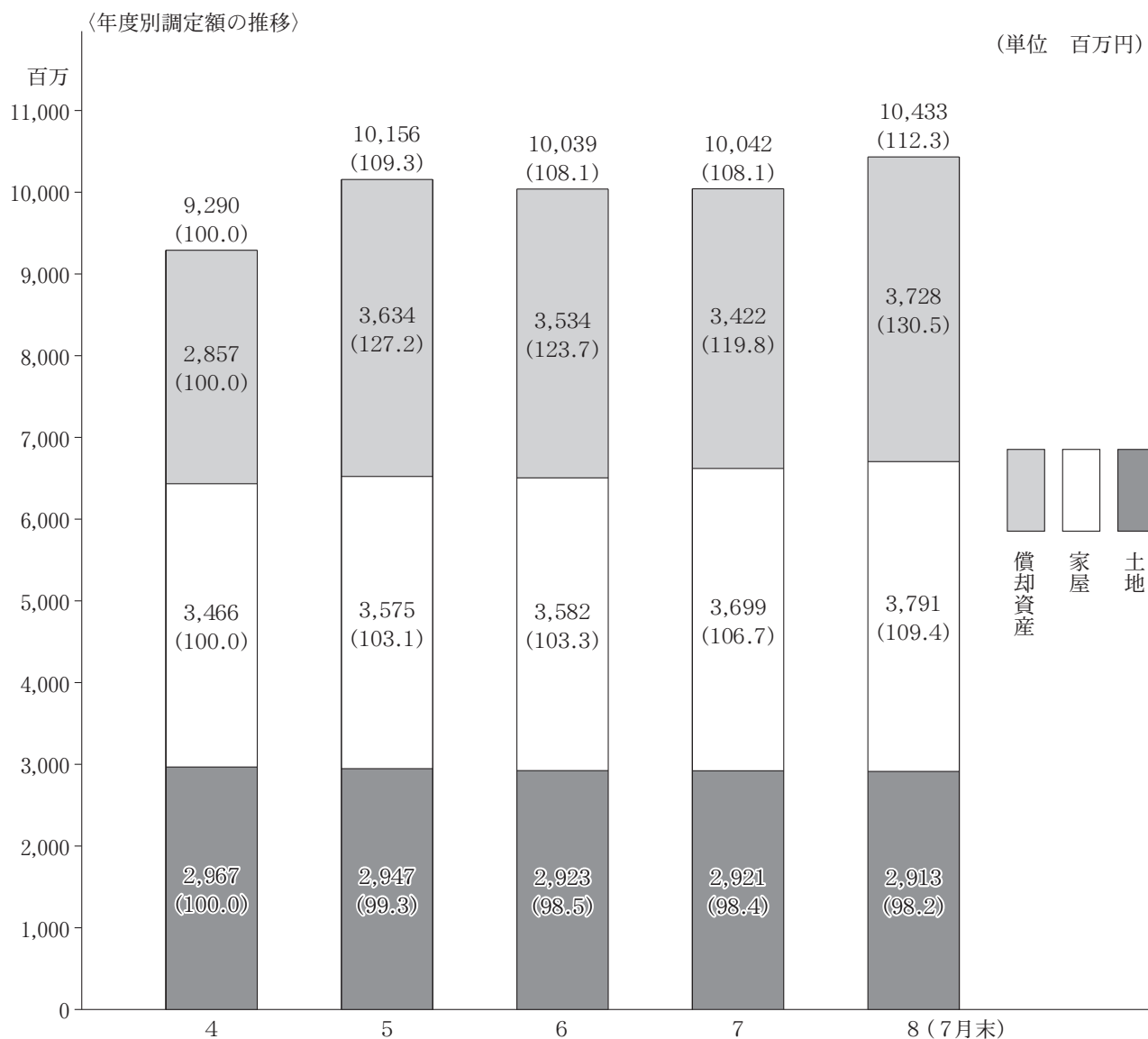
4 固定資産税調定額の推移

(単位 円)

区分 年度	土 地		家 屋		償 却 資 産		合 計	
	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)
4	2,966,980,000	99.6	3,465,744,300	106.9	2,856,778,400	97.2	9,289,502,700	101.4
5	2,947,297,200	99.3	3,575,373,700	103.2	3,633,692,100	127.2	10,156,363,000	109.3
6	2,922,945,200	99.2	3,581,521,400	100.2	3,534,230,500	97.3	10,038,697,100	98.8
7	2,921,268,000	99.9	3,698,694,400	103.3	3,421,985,000	96.8	10,041,947,400	100.0
8 (7月末)	2,913,083,100	99.7	3,791,258,700	102.5	3,728,166,500	108.9	10,432,508,300	103.9

(令和8年度は7月末調定額)

※ 令和7年度決算に対する令和8年度対比の内訳
 土地 …… 宅地の評価額下落等による減額
 家屋 …… 新・増築による増額、滅失による減額
 償却 …… 大規模法人の減価償却額増加による減額



()内数字は、令和4年度を100とした割合

5 土地の地目区分別評価額の推移

地 目	区 分 年 度	評価総筆数	評価総地積 (㎡)	決 定 価 格	
				総 額 (千円)	前年比 (%)
田	4	12,411	7,498,037	1,278,663	93.3
	5	12,075	7,328,765	1,308,211	102.3
	6	11,911	7,206,324	1,175,538	89.9
	7	11,755	7,109,239	1,219,684	103.8
	8	11,639	7,020,863	1,194,248	97.9
畑	4	12,032	5,777,939	1,109,937	95.9
	5	11,993	5,683,672	1,116,844	100.6
	6	11,940	5,623,647	1,125,502	100.8
	7	11,910	5,604,821	1,085,320	96.4
	8	11,864	5,542,515	1,092,501	100.7
宅 地	4	117,417	25,373,949	465,217,503	99.0
	5	117,691	25,492,273	461,812,980	99.2
	6	118,017	25,579,007	457,408,280	99.0
	7	117,962	25,682,477	456,035,330	99.7
	8	118,210	25,744,304	454,635,376	99.7
山 林	4	8,830	60,781,947	890,986	99.8
	5	8,836	61,732,213	901,665	101.1
	6	8,825	62,172,355	906,833	100.6
	7	8,830	62,338,134	908,405	100.2
	8	8,848	62,328,527	908,656	100.0
そ の 他	4	10,850	4,739,814	28,726,330	101.8
	5	10,953	4,813,440	28,388,434	98.8
	6	11,028	4,895,585	28,600,581	100.7
	7	11,040	4,899,155	28,460,742	99.5
	8	11,161	4,940,402	28,625,821	100.6
計	4	161,540	104,171,686	497,223,419	99.2
	5	161,548	105,050,363	493,528,134	99.2
	6	161,721	105,476,918	489,216,734	99.1
	7	161,497	105,633,826	487,709,481	99.7
	8	161,722	105,576,611	486,456,602	99.7

(概要調書)

6 土地の概要（令和7・8年度）

区分 地目	年 度	地 積 (㎡)			決 定 価 格 (千円)		
		評価総地積 (イ)	法定免税点以上	構成比 (%)	総 額 (ロ)	法定免税点以上	構成比 (%)
田	7	7,109,239	6,341,099	6.3	1,219,684	1,150,971	0.2
	8	7,020,863	6,252,610	6.2	1,194,248	1,125,446	0.2
畑	7	5,604,821	4,355,476	4.3	1,085,320	1,038,475	0.2
	8	5,542,515	4,306,055	4.3	1,092,501	1,046,300	0.2
宅 地	7	25,682,477	25,460,192	25.3	456,035,330	454,158,031	93.6
	8	25,744,304	25,522,995	25.3	454,635,376	452,763,872	93.5
池 沼	7	28,242	23,391	0.0	53,905	53,713	0.0
	8	28,212	23,361	0.0	53,432	53,240	0.0
山 林	7	62,338,134	59,878,162	59.4	908,405	872,954	0.2
	8	62,328,527	59,807,840	59.4	908,656	872,353	0.2
原 野	7	104,026	90,528	0.1	2,841	2,237	0.0
	8	97,594	84,096	0.1	2,722	2,120	0.0
雑種地	7	4,766,887	4,643,747	4.6	28,403,996	28,216,265	5.8
	8	4,814,596	4,690,117	4.7	28,569,667	28,379,802	5.9
計	7	105,633,826	100,792,595	100.0	487,709,481	485,492,646	100.0
	8	105,576,611	100,687,074	100.0	486,456,602	484,243,133	100.0

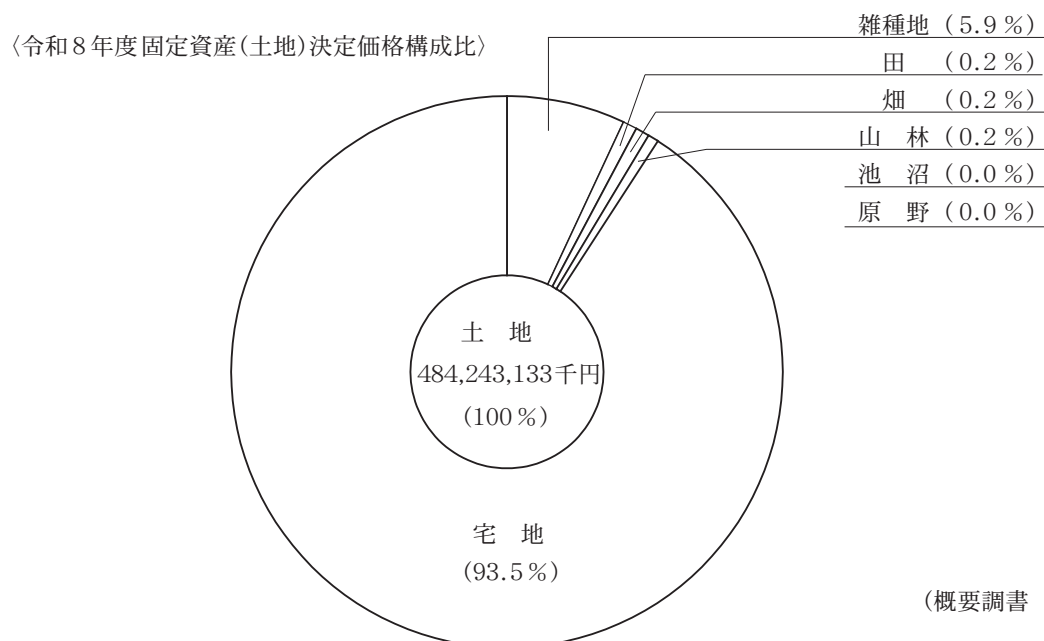
〈納税義務者数〉（個人、法人別）

年 度	総 数	法 定 免 税 点 以 上		法 定 免 税 点 未 満	
		個 人	法 人	個 人	法 人
7	45,104	38,723		6,381	
		37,134	1,589	6,229	152
8	45,096	38,705		6,391	
		37,073	1,632	6,231	160

（概要調書）

課税標準額（千円）		筆 数			単位当たり価格（円）	
法定免税点以上	構成比 （％）	評価総筆数	法定免税点以上	構成比 （％）	平均 価 格 $\frac{(\text{口})}{(\text{イ})}$	最 高 価 格
975,522	0.5	11,755	10,318	6.9	172	37,687
954,922	0.5	11,639	10,192	6.8	170	36,315
776,144	0.4	11,910	8,706	5.8	194	29,703
781,947	0.4	11,864	8,665	5.8	197	56,800
187,496,169	89.5	117,962	115,109	76.6	17,757	69,530
187,175,448	89.4	118,210	115,373	76.7	17,660	68,923
37,691	0.0	34	27	0.0	1,909	12,897
37,358	0.0	33	26	0.0	1,894	12,819
872,954	0.4	8,830	6,877	4.6	15	22
872,353	0.4	8,848	6,871	4.6	15	22
2,125	0.0	202	159	0.1	27	7,298
2,009	0.0	199	156	0.1	28	7,223
19,395,049	9.2	10,804	9,009	6.0	5,959	69,980
19,509,571	9.3	10,929	9,110	6.0	5,934	69,134
209,555,654	100.0	161,492	150,205	100.0	4,617	
209,333,608	100.0	161,722	150,393	100.0	4,608	

（概要調書）



（概要調書 法定免税点以上）

7 土地に関する概要の推移

年 度	区 分	納税義務者数	地 目 別 筆 数				
			田	畑	宅 地	山 林	その他
平成 30	総 数	44,523	13,151	12,307	115,264	8,797	10,448
	法定免税点未満のもの	6,188	1,613	3,163	2,557	1,961	1,772
	法定免税点以上のもの	38,335	11,538	9,144	112,707	6,836	8,676
令和 元	総 数	44,704	13,040	12,252	115,792	8,805	10,578
	法定免税点未満のもの	6,223	1,589	3,211	2,586	1,928	1,777
	法定免税点以上のもの	38,481	11,451	9,041	113,206	6,877	8,801
2	総 数	44,846	12,876	12,177	116,163	8,806	10,652
	法定免税点未満のもの	6,245	1,563	3,209	2,636	1,924	1,795
	法定免税点以上のもの	38,601	11,313	8,968	113,527	6,882	8,857
3	総 数	44,926	12,652	12,107	116,900	8,824	10,707
	法定免税点未満のもの	6,290	1,530	3,181	2,733	1,931	1,807
	法定免税点以上のもの	38,636	11,122	8,926	114,167	6,893	8,900
4	総 数	45,074	12,411	12,032	117,417	8,830	10,850
	法定免税点未満のもの	6,306	1,508	3,184	2,770	1,942	1,825
	法定免税点以上のもの	38,768	10,903	8,848	114,647	6,888	9,025
5	総 数	45,168	12,075	11,993	117,691	8,836	10,953
	法定免税点未満のもの	6,332	1,476	3,181	2,793	1,951	1,845
	法定免税点以上のもの	38,836	10,599	8,812	114,898	6,885	9,108
6	総 数	45,193	11,911	11,940	118,017	8,825	11,028
	法定免税点未満のもの	6,394	1,453	3,191	2,869	1,953	1,852
	法定免税点以上のもの	38,799	10,458	8,749	115,148	6,872	9,176
7	総 数	45,104	11,755	11,910	117,962	8,830	11,040
	法定免税点未満のもの	6,381	1,437	3,204	2,853	1,953	1,845
	法定免税点以上のもの	38,723	10,318	8,706	115,109	6,877	9,195
8	総 数	45,096	11,639	11,864	118,210	8,848	11,161
	法定免税点未満のもの	6,391	1,447	3,199	2,837	1,977	1,869
	法定免税点以上のもの	38,705	10,192	8,665	115,373	6,871	9,292

	地 目 別 地 積 (㎡)					
計	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
159,967	8,002,396	6,108,840	24,891,229	60,403,141	4,141,402	103,547,008
11,066	856,029	1,287,470	186,095	2,495,015	150,018	4,974,627
148,901	7,146,367	4,821,370	24,705,134	57,908,126	3,991,384	98,572,381
160,467	7,909,795	6,093,439	25,021,620	60,411,696	4,213,505	103,650,055
11,091	843,493	1,299,964	190,119	2,463,667	144,884	4,942,127
149,379	7,066,302	4,793,475	24,831,501	57,948,029	4,068,621	98,707,928
160,674	7,793,059	5,912,609	25,141,111	60,532,638	4,256,734	103,636,151
11,127	823,307	1,281,304	194,885	2,468,540	133,277	4,901,313
149,547	6,969,752	4,631,305	24,946,226	58,064,098	4,123,457	98,734,838
161,190	7,647,439	5,852,266	25,282,174	60,800,043	4,416,807	103,998,729
11,182	806,583	1,268,520	204,154	2,498,875	135,364	4,913,496
150,008	6,840,856	4,583,746	25,078,020	58,301,168	4,281,443	99,085,233
161,540	7,498,037	5,777,939	25,373,949	60,781,947	4,739,814	104,171,686
11,229	798,815	1,250,012	208,128	2,470,811	138,144	4,865,910
150,311	6,699,222	4,527,927	25,165,821	58,311,136	4,601,670	99,305,776
161,548	7,328,765	5,683,672	25,492,273	61,732,213	4,813,440	105,050,363
11,246	788,346	1,234,702	211,929	2,477,474	142,155	4,854,606
150,302	6,540,419	4,448,970	25,280,344	59,254,739	4,671,285	100,195,757
161,721	7,206,324	5,623,647	25,579,007	62,172,355	4,895,585	105,476,918
11,318	773,819	1,239,958	222,006	2,474,680	144,542	4,855,005
150,403	6,432,505	4,383,689	25,357,001	59,697,675	4,751,043	100,621,913
161,497	7,109,239	5,604,821	25,682,477	62,338,134	4,899,155	105,633,826
11,292	768,140	1,249,345	222,285	2,459,972	141,489	4,841,231
150,205	6,341,099	4,355,476	25,460,192	59,878,162	4,757,666	100,792,595
161,722	7,020,863	5,542,515	25,744,304	62,328,527	4,940,402	105,576,611
11,329	768,253	1,236,460	221,309	2,520,687	142,828	4,889,537
150,393	6,252,610	4,306,055	25,522,995	59,807,840	4,797,574	100,687,074

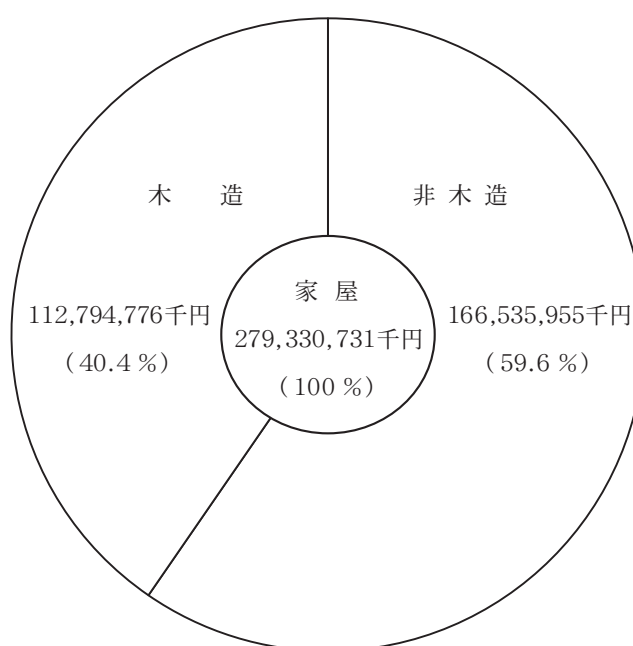
(概要調書)

8 家屋の種別区分別評価状況の推移

種 別	区 分 年 度	棟 数		床 面 積	
		総 数	前年比 (%)	総 数 (㎡)	前年比 (%)
木 造	4	54,715	99.92	4,804,365	100.32
	5	54,667	99.91	4,827,376	100.47
	6	54,608	99.89	4,838,706	100.23
	7	54,511	99.82	4,836,239	99.94
	8	54,457	99.90	4,845,668	100.19
木 造 以 外	4	19,287	99.87	4,642,725	100.03
	5	19,343	100.29	4,656,444	100.29
	6	19,396	100.27	4,682,440	100.55
	7	19,422	100.13	4,703,721	100.45
	8	19,401	99.89	4,710,591	100.14
合 計	4	74,002	99.91	9,447,090	100.18
	5	74,010	100.01	9,483,820	100.38
	6	74,004	99.99	9,521,146	100.39
	7	73,933	99.90	9,539,960	100.19
	8	73,858	99.89	9,556,259	100.17

(法定免税点未満含む)

〈令和8年度 固定資産(家屋)決定価格構成比〉



(概要調書 法定免税点以上)

決 定 価 格		単位当たり価格
総 額 (千円)	前年比 (%)	平均価格 (円)
100,723,034	103.67	20,965
105,364,891	104.60	21,827
106,690,918	101.25	22,049
109,732,599	102.85	22,690
113,103,849	103.07	23,341
156,268,432	101.65	33,659
159,649,669	102.16	34,286
159,116,810	99.66	33,982
163,693,534	102.87	34,801
166,555,090	101.74	35,358
256,991,466	102.44	27,203
265,014,560	103.12	27,944
265,807,728	100.29	27,918
273,426,133	102.86	28,661
279,658,939	102.27	29,264

(概要調書)

9 令和8年度家屋の概要

区 分		総 数		法定免税点 未満のもの	法定免税点以上のもの	
		数	構成比 (%)		数	構成比 (%)
納税義務者数 (人)		43,340		3,575	39,765	
棟 数 (棟)	木 造	54,457	73.73	4,078	50,379	72.45
	木 造 以 外	19,401	26.27	242	19,159	27.55
	計	73,858	100.00	4,320	69,538	100.00
床 面 積 (㎡)	木 造	4,845,668	50.71	227,455	4,618,213	49.53
	木 造 以 外	4,710,591	49.29	5,353	4,705,238	50.47
	計	9,556,259	100.00	232,808	9,323,451	100.00
決 定 価 格 (千円)	木 造	113,103,849	40.44	309,073	112,794,776	40.38
	木 造 以 外	166,555,090	59.56	19,135	166,535,955	59.62
	計	279,658,939	100.00	328,208	279,330,731	100.00
単 位 当 価 格 (円)	木 造	23,341		1,359	24,424	
	木 造 以 外	35,358		3,575	35,394	
	計	29,264		1,410	29,960	

(概要調書)

10 家屋の新增築分調 (令和6・7・8年度)

種 類 年 度 区 分		6		7		8	
		棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
木 造 家 屋	専 用 住 宅	381	39,389	275	27,977	306	32,727
	そ の 他	68	13,944	51	7,862	42	5,881
	計	449	53,333	326	35,839	348	38,608
非 木 造 家 屋	住 宅 ・ ア パ ー ト	35	16,310	21	8,848	20	3,371
	そ の 他	99	30,407	114	46,147	73	27,553
	計	134	46,717	135	54,995	93	30,924

(概要調書)

11 家屋の減少分調（令和6・7・8年度）

種 類		年 度		6		7		8	
		区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
木 造 家 屋	専 用 住 宅			405	29,208	336	24,081	285	20,753
	そ の 他			113	11,041	113	13,355	92	6,449
	計			518	40,249	449	37,436	377	27,202
非 木 造 家 屋	住 宅 ・ ア パ ー ト			37	4,336	39	5,585	42	11,759
	そ の 他			92	18,049	103	32,397	88	18,282
	計			129	22,385	142	37,982	130	30,041

（概要調書）

12 家屋の新築住宅の軽減税額調（令和6・7・8年度）

年 度	区 分	法附則第15条の6第1項によるもの			法附則第15条の6第2項によるもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
6		1,379	109,607	63,151	232	14,266	10,526
7		1,233	96,725	57,984	259	15,590	12,131
8		885	71,973	46,140	259	15,590	12,131

年 度	区 分	法附則第15条の7第1項によるもの			法附則第15条の7第2項によるもの			軽減税額 合 計 (千円)
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	
6		711	77,310	45,760	0	0	0	119,437
7		694	74,818	46,027	0	0	0	116,142
8		721	76,953	49,116	0	0	0	107,387

（概要調書）

13 木造家屋の種類別調（令和6・7・8年度）

種 類 \ 年 度 区 分	6		7		8	
	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
専 用 住 宅	45,655	4,158,583	45,610	4,161,232	45,616	4,172,018
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	969	225,961	972	229,555	975	231,882
併 用 住 宅	1,430	147,456	1,441	148,324	1,441	147,746
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	30	4,783	31	4,794	30	4,584
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	1,235	105,631	1,215	104,253	1,211	104,204
劇 場 ・ 病 院	37	5,483	38	5,746	37	5,663
工 場 ・ 倉 庫	1,132	102,608	1,132	95,195	1,122	93,508
付 属 家 ・ そ の 他	4,120	88,201	4,072	87,140	4,025	86,063
計	54,608	4,838,706	54,511	4,836,239	54,457	4,845,668

（法定免税点未満含む）

（概要調書）

14 非木造家屋の種類別調（令和6・7・8年度）

種 類 \ 年 度 区 分	6		7		8	
	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
事務所・店舗・百貨店・銀行	2,401	947,765	2,397	929,527	2,401	930,407
住 宅 ・ ア パ ー ト	8,137	1,538,553	8,121	1,542,561	8,102	1,534,107
ホ テ ル ・ 病 院	172	193,880	170	193,161	169	193,311
工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	5,164	1,896,889	5,205	1,931,983	5,225	1,946,443
そ の 他	3,522	105,353	3,529	106,489	3,504	106,323
計	19,396	4,682,440	19,422	4,703,721	19,401	4,710,591

（法定免税点未満含む）

（概要調書）

15 償却資産の課税標準額の推移

(単位 千円・%)

年度 種 別		6			7			8		
		課税標準額	構成比	前年度比	課税標準額	構成比	前年度比	課税標準額	構成比	前年度比
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	47,701,218	18.9	102.0	47,880,520	19.6	100.4	50,100,082	18.9	104.6
	機 械 及 び 装 置	142,234,499	56.5	94.4	136,023,086	55.7	95.6	156,848,722	59.1	115.3
	船	1,605,204	0.6	108.7	1,356,016	0.6	84.5	1,556,344	0.6	114.8
	航 空 機	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	車 両 及 び 運 搬 具	798,243	0.3	100.2	839,228	0.4	105.1	793,025	0.3	94.5
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	15,008,841	6.0	107.9	16,375,089	6.7	109.1	16,887,290	6.4	103.1
小 計		207,348,005	82.3	97.0	202,473,939	83.0	97.6	226,185,463	85.3	111.7
法第三八九条関係	総務大臣が価格等を決定したもの	44,567,569	17.7	99.4	41,535,999	17.0	93.2	38,999,342	14.7	93.9
	県知事が価格等を決定したもの	49,140	0.0	96.0	47,296	0.0	96.2	45,625	0.0	96.5
	小 計	44,616,709	17.7	99.4	41,583,295	17.0	93.2	39,044,967	14.7	93.9
	合 計	251,964,714	100	97.4	244,057,234	100	96.9	265,230,430	100	108.7
納 税 義 務 者 数		1,552	—	101.9	1,556	—	100.3	1,606	—	103.2

(概要調書)

〔都市計画税〕

1 都市計画税調定額(決算)の推移

区 分 \ 年 度	4		5	
	調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)
土 地	629,580,600	99.4	623,982,500	99.1
家 屋	595,126,800	107.1	613,599,400	103.1
計	1,224,707,400	103.0	1,237,581,900	101.1

2 納税義務者数の推移

区 分 \ 年 度	4	5
土 地	30,588	30,578
家 屋	30,018	30,052
実 数	36,784	36,679

(法定免税点以上)

3 土地の地積及び決定価格等

区 分		令 和 7 年 度			
		地 積 (千㎡)	筆 数	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
宅 地 等	宅 地	20,064	55,051	386,630,701	209,559,730
	そ の 他	1,981	5,256	19,122,532	13,111,049
	小 計	22,045	60,307	405,753,233	222,670,779
農 地		2,888	5,520	249,179	248,870
計		24,933	65,827	406,002,412	222,919,649

(法定免税点以上)

(単位 円)

6		7		8 (7月末)	
調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)
617,402,600	98.9	621,341,700	100.6	618,181,400	99.5
613,010,800	99.9	642,233,100	104.8	655,085,200	102.0
1,230,413,400	99.4	1,263,574,800	102.7	1,273,266,600	100.8

(令和8年度は7月末調定額)

※令和7年度決算に対する令和8年度対比の内訳

土地……宅地の評価額下落等による減額

家屋……新・増築による増額、滅失による減額

(単位 人)

6	7	8 (7月末)
30,523	30,798	29,694
30,061	30,332	30,358
36,529	36,653	36,525

区 分		令 和 8 年 度			
		地 積 (千㎡)	筆 数	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
宅 地 等	宅 地	20,108	55,114	385,461,812	209,083,741
	そ の 他	1,981	5,286	18,967,249	13,005,502
	小 計	22,089	60,400	404,429,061	222,089,243
農 地		2,857	5,460	246,173	246,064
計		24,946	65,860	404,675,234	222,335,307

(概要調書)

4 家屋の床面積及び決定価格等

(法定免税点以上)

年度	区 分	床 面 積 (千㎡)	棟 数	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)
6	木 造 家 屋	3,411	36,946	80,435,041	80,434,501
	木 造 以 外 の 家 屋	4,099	15,337	139,366,954	139,168,334
	計	7,510	52,283	219,801,995	219,602,835
7	木 造 家 屋	3,433	37,178	83,794,514	83,793,975
	木 造 以 外 の 家 屋	4,149	15,444	145,950,775	145,752,155
	計	7,582	52,622	229,745,289	229,546,130
8	木 造 家 屋	3,445	37,219	86,547,218	86,546,679
	木 造 以 外 の 家 屋	4,152	15,430	147,836,515	147,627,894
	計	7,597	52,649	234,383,733	234,184,573

(概要調書)

5 都市計画区域の面積

(単位 千㎡)

年 度	行政区域面積	市街化区域面積	調整区域面積	用途地域	特定用途 制限地域	計
4	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
5	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
6	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
7	234,470	0	0	25,370	74,610	99,980
8	234,470	0	0	25,370	74,610	99,980

(概要調書)

〔 交 付 金 〕

国有資産等所在市町村交付金調

(単位 円)

年 度 \ 区 分	管理官公署数	固定資産の価格	算定標準額	交 付 金 額
平成 18	11	3,661,023,491	1,310,633,000	18,348,300
19	11	3,589,379,089	1,286,844,000	18,015,400
20	10	2,893,979,433	939,162,000	13,147,900
21	9	2,856,535,002	928,940,000	13,004,900
22	8	2,768,202,651	904,818,000	12,667,200
23	8	2,780,687,836	914,667,000	12,805,000
24	5	2,619,589,163	864,307,000	12,100,100
25	5	2,537,539,370	846,861,000	11,855,900
26	5	2,526,773,720	843,148,000	11,803,800
27	4	2,509,677,409	839,798,000	11,757,000
28	4	2,697,701,040	876,103,000	12,265,200
29	4	2,515,598,691	826,486,000	11,570,600
30	4	2,510,816,371	824,619,000	11,544,400
令和 元	4	2,473,755,270	816,493,000	11,430,600
2	4	2,437,099,126	803,668,000	11,251,100
3	4	2,462,303,028	813,322,000	11,386,300
4	4	2,426,110,518	805,282,000	11,273,800
5	4	2,339,719,029	778,136,000	10,893,700
6	4	2,334,503,356	775,842,000	10,861,600
7	4	2,302,958,660	768,987,000	10,765,600
8 当初	4	2,272,845,062	760,656,000	10,649,000

※ H18 及びH19 は、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金」

〔特別土地保有税〕

特別土地保有税の概要

(単位 円)

年 度	保 有 分		取 得 分		合 計	
	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額
平成元	14	21,975,300	4	5,802,000	18	27,777,300
2	8	19,361,600	4	8,390,500	12	27,752,100
3	6	18,714,500	0	0	6	18,714,500
4	6	17,236,800	0	0	6	17,236,800
5	8	20,376,600	0	0	8	20,376,600
6	7	32,664,000	0	0	7	32,664,000
7	8	35,327,900	0	0	8	35,327,900
8	9	37,071,100	0	0	9	37,071,100
9	8	38,606,600	0	0	8	38,606,600
10	8	40,522,600	(1)	12,167,800	8	52,690,400
11	9	12,050,600	0	0	9	12,050,600
12	9	10,102,500	0	0	9	10,102,500
13	5	7,914,300	0	0	5	7,914,300
14	4	7,783,700	(1)	169,100	4	7,952,800
15	0	0	2	780,200	2	780,200
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	1	4,632,600	(1)	5,061,600	1	9,694,200
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	1	52,400	1	52,400
25	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0

諸 税 関 係

- 軽自動車税
- 市たばこ税
- 入湯税

1 軽自動車税の当初課税状況の推移

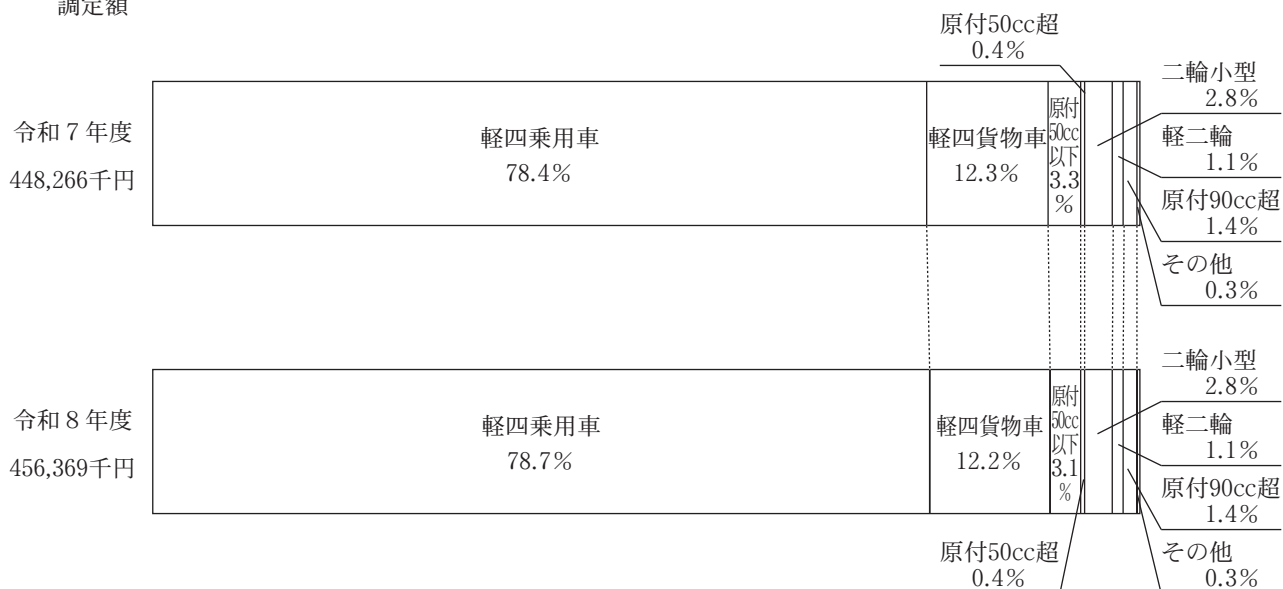
年 度		令 和 4				5			
区 分		台 数	調 定 額	対 前 年		台 数	調 定 額	対 前 年	
				台数 増減	調定比			台数 増減	調定比
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下	8,313	16,626,000	△352	95.9	8,031	16,062,000	△282	96.6
	50 cc 超 90 cc 以下	863	1,726,000	20	102.4	865	1,730,000	2	100.2
	90 cc 超	2,245	5,388,000	84	103.9	2,341	5,618,400	96	104.3
	ミニカ一	81	299,700	2	102.5	75	277,500	△6	92.6
	特定小型原付	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	11,502	24,039,700	△246	98.1	11,312	23,687,900	△190	98.3
軽 自 動 車 お よ び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪 (ボートトレーラー含む)	1,329	4,184,400	67	105.3	1,393	5,014,800	64	104.8
	三輪 (旧税率)	0	0	0	—	0	0	0	—
	三輪 (新税率・軽課含む)	0	0	0	—	0	0	0	—
	三輪 (重課)	3	13,800	0	100.0	3	13,800	0	—
	四輪乗用 (旧税率)	11,825	85,140,000	△1,825	86.6	10,013	72,093,600	△1,812	84.7
	四輪乗用 (新税率・軽課含む)	13,316	143,812,800	1,604	116.6	14,844	159,910,200	1,528	111.5
	四輪乗用 (重課)	8,058	103,948,200	264	103.4	8,297	107,031,300	239	103.0
	四輪貨物 (旧税率)	2,652	10,608,000	△423	86.2	2,158	8,632,000	△494	81.4
	四輪貨物 (新税率・軽課含む)	3,553	17,765,000	518	117.7	4,034	20,170,000	481	113.5
	四輪貨物 (重課)	4,042	24,252,000	△24	99.4	4,119	24,714,000	77	101.9
	農耕作業用	114	273,600	7	106.5	116	278,400	2	101.8
	特殊作業用	117	690,300	3	102.6	121	713,900	4	103.4
	軽四乗用営業用 (旧税率)	1	5,500	0	100.0	2	11,000	1	200.0
	軽四乗用営業用 (新税率・軽課含む)	2	13,800	0	100.0	3	20,700	1	150.0
	軽四乗用営業用 (重課)	4	32,800	1	133.3	6	49,200	2	150.0
	軽四貨物営業用 (旧税率)	71	213,000	0	100.0	62	186,000	△9	87.3
	軽四貨物営業用 (新税率・軽課含む)	82	311,600	13	119.2	94	348,800	12	114.6
	軽四貨物営業用 (重課)	37	166,500	△6	86.0	40	180,000	3	108.1
	小 計	45,206	392,031,300	199	103.1	45,305	399,367,700	99	100.2
	二輪小型自動車	1,898	11,388,000	103	105.7	2,026	12,156,000	128	106.7
合 計		58,606	427,459,000	56	102.9	58,643	435,211,600	37	100.1

(単位 円・%)

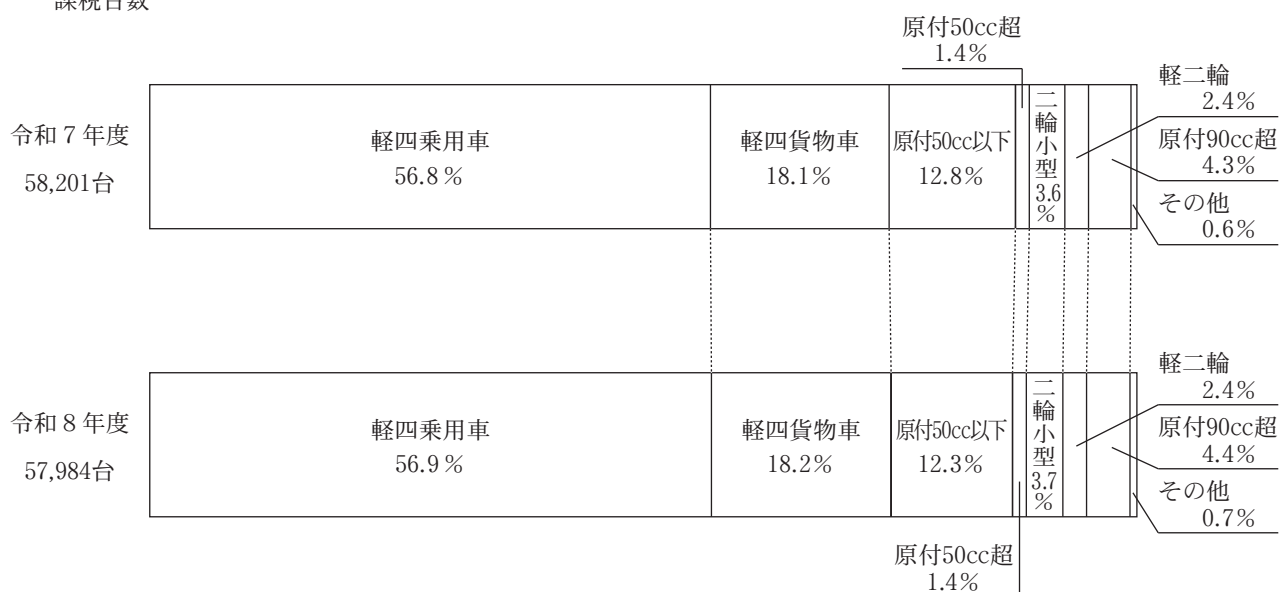
6				7				8			
台数	調定額	対前年		台数	調定額	対前年		台数	調定額	対前年	
		台数増減	調定比			台数増減	調定比			台数増減	調定比
7,756	15,512,000	△275	96.6	7,434	14,868,000	△322	95.8	7,165	14,330,000	△269	96.4
823	1,646,000	△42	95.1	802	1,604,000	△21	97.4	803	1,606,000	1	100.1
2,453	5,887,200	112	104.8	2,507	6,016,800	54	102.2	2,554	6,129,600	47	101.9
79	292,300	4	105.3	84	310,800	5	106.3	94	347,800	10	111.9
9	18,000	—	—	29	58,000	20	322.2	40	80,000	11	137.9
11,120	23,355,500	△192	98.6	10,856	22,857,600	△264	97.9	10,656	22,493,400	△200	98.4
1,377	4,957,200	△16	98.9	1,391	5,007,600	14	101.0	1,416	5,097,600	25	101.8
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—
3	13,800	0	100.0	3	13,800	0	100.0	4	18,400	1	133.3
8,329	59,968,800	△1,684	83.2	6,509	46,864,800	△1,820	78.1	4,445	32,004,000	△2,064	68.3
16,376	176,642,100	1,532	110.5	17,892	193,079,700	1,516	109.3	19,403	209,430,900	1,511	108.5
8,419	108,605,100	122	101.5	8,630	111,327,000	211	102.5	9,118	117,622,200	488	105.7
1,702	6,808,000	△456	78.9	1,263	5,052,000	△439	74.2	820	3,280,000	△433	64.9
4,512	22,556,300	478	111.8	4,955	24,752,800	443	109.7	5,372	26,815,600	417	108.3
4,132	24,792,000	13	100.3	4,122	24,732,000	△10	99.8	4,124	24,744,000	2	100.0
121	290,400	5	104.3	124	297,600	3	102.5	126	302,400	2	101.6
120	708,000	△1	99.2	117	690,300	△3	97.5	120	708,000	3	102.6
2	11,000	0	100.0	2	11,000	0	100.0	0	0	△2	—
5	34,500	2	166.7	5	34,500	0	100.0	10	69,000	5	200.0
5	41,000	△1	83.3	7	57,400	2	140.0	11	90,200	4	157.1
52	156,000	△10	83.9	35	105,000	△17	67.3	29	87,000	△6	82.9
92	349,600	△2	100.2	112	403,200	20	115.3	131	495,000	19	122.8
44	198,000	4	110.0	59	265,500	15	134.1	55	247,500	△4	93.2
45,291	406,131,800	△14	101.7	45,226	412,694,200	△65	101.6	45,184	421,011,800	△42	102.0
2,099	12,594,000	73	103.6	2,119	12,714,000	20	101.0	2,144	12,864,000	25	101.2
58,510	442,081,300	△133	101.6	58,201	448,265,800	△309	101.4	57,984	456,369,200	△217	101.8

2 車種別調定額・台数の推移

調定額



課税台数



3 市たばこ税に関する調

〈年度別調定状況〉

区 分 \ 年 度	令 和 3	4	5	6	7
売 渡 し 本 数 (千本)	132,776	133,092	133,459	128,689	126,445
税 率	1,000本当 6,122円 10月1日以降 1,000本当 6,552円	—	—	—	—
調 定 額 (千円)	837,880	872,021	874,426	843,168	828,467
前 年 比 (%)	107.1	104.1	100.3	96.4	98.3
1ヶ月平均税額 (千円)	69,823	72,668	72,869	70,264	69,039

〈売渡し本数の推移〉

(単位 本)

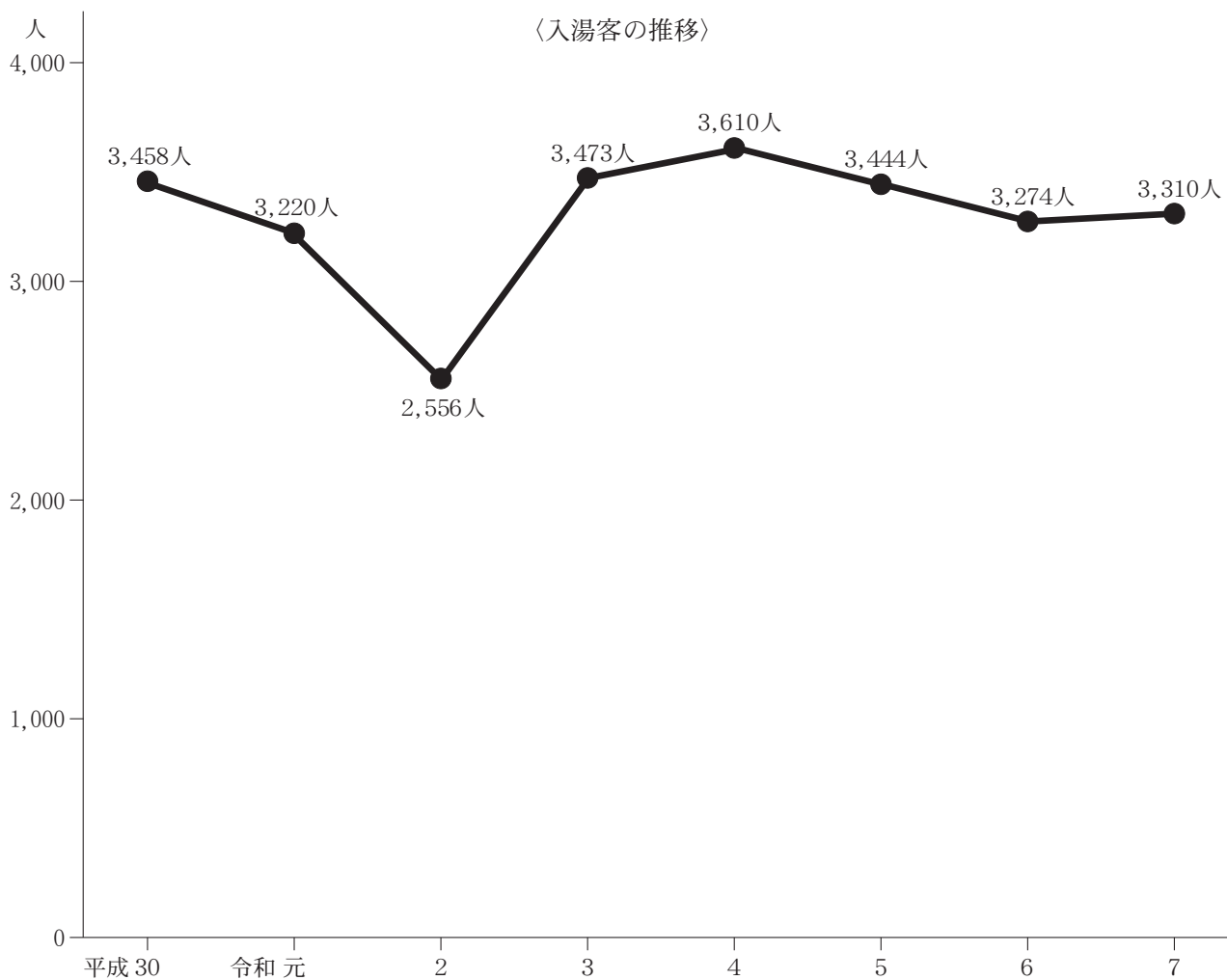
月別 \ 年度	令 和 3	4	5	6	7
4	11,509,080	11,092,067	11,760,694	10,448,590	10,398,357
5	11,366,181	11,249,752	10,774,536	11,390,023	10,668,388
6	10,722,732	10,964,346	11,504,462	11,152,850	10,750,647
7	11,184,500	11,087,938	11,323,692	10,298,774	10,292,177
8	11,553,089	11,098,146	11,325,467	11,314,575	11,128,062
9	11,334,788	11,422,329	11,566,287	11,167,564	10,681,216
10	14,089,271	11,559,828	11,274,070	10,306,076	10,731,744
11	8,979,952	11,388,129	11,161,441	11,364,713	11,365,606
12	10,704,562	11,101,994	10,888,037	10,683,957	9,976,133
1	11,753,468	12,063,778	11,344,772	11,012,380	11,342,658
2	9,901,467	10,141,207	10,349,880	10,199,975	9,837,655
3	9,677,344	9,922,890	10,186,106	9,349,224	9,272,215
計	132,776,464	133,092,404	133,459,444	128,688,701	126,444,868
前 年 比 (%)	99.7	100.2	100.3	96.4	98.3
1人当たりの たばこ消費本数 (各年度の3月末現在人口)	1,144	1,158	1,176	1,149	1,144

4 入湯税に関する調

〈年度別調定額等〉

年 度	区 分	課 税 標 準 (人)	前 年 度 比 (%)	税 率 (円)	調 定 額 (千円)
平 成	30	3,458	93.7	150	519
令 和	元	3,220	93.1	150	483
	2	2,556	79.4	150	383
	3	3,473	135.9	150	521
	4	3,610	103.9	150	542
	5	3,444	95.4	150	517
	6	3,274	95.1	150	491
	7	3,310	101.1	150	493

(S53.1.1～1人150円)



徵 收 関 係

1 令和7年度 市税の月別収入状況

科目\月別	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市 民 税	34,964,993	658,711,589	747,668,136	1,394,583,373	519,549,475	686,951,651	538,639,277
現年課税分	34,595,921	658,367,144	743,656,978	1,388,015,124	516,313,182	685,003,253	537,218,450
個 人	29,082,221	484,223,044	491,445,178	753,372,124	461,261,182	547,541,353	478,229,150
法 人	5,513,700	174,144,100	252,211,800	634,643,000	55,052,000	137,461,900	58,989,300
滞納繰越分	369,072	344,445	4,011,158	6,568,249	3,236,293	1,948,398	1,420,827
個 人	369,072	335,545	3,961,158	3,793,349	3,236,293	1,848,398	1,420,827
法 人	0	8,900	50,000	2,774,900	0	100,000	0
固 定 資 産 税	885,649,710	3,935,592,223	67,083,002	133,387,900	1,549,913,611	95,887,198	1,574,443,830
現年課税分	884,957,917	3,933,289,669	62,491,791	128,188,321	1,547,559,952	94,182,430	1,573,095,750
滞納繰越分	691,793	302,554	4,591,211	5,199,579	2,353,659	1,704,768	1,348,080
交 付 金	0	305,300	182,200	10,278,100	0	0	0
軽自動車税	50,632	217,061,676	200,873,920	20,520,415	4,071,876	3,246,681	3,212,673
現年課税分	0	216,943,600	200,436,700	19,864,834	3,650,366	2,951,800	2,997,100
滞納繰越分	50,632	118,076	437,220	655,581	421,510	294,881	215,573
市たばこ税	0	68,130,034	69,899,278	70,438,238	67,434,343	72,911,062	69,983,327
入 湯 税	42,300	40,050	39,150	34,800	41,700	47,400	42,300
都 市 計 画 税	111,480,340	495,135,936	8,428,454	16,771,017	195,042,523	12,061,544	198,118,213
現年課税分	111,394,833	495,098,540	7,865,723	16,133,721	194,754,042	11,851,788	197,952,440
滞納繰越分	85,507	37,396	562,731	637,296	288,481	209,756	165,773
市 税 合 計	1,032,187,975	5,372,976,808	1,094,174,140	1,646,013,843	2,336,053,528	871,105,536	2,384,439,620
現年課税分	1,030,990,971	5,372,174,337	1,084,571,820	1,632,953,138	2,329,753,585	866,947,733	2,381,289,367
滞納繰越分	1,197,004	802,471	9,602,320	13,060,705	6,299,943	4,157,803	3,150,253
令和6年度市税合計	1,018,325,620	5,431,958,619	1,055,741,161	968,766,544	2,321,691,150	865,887,396	2,321,613,438

※ 軽自動車税の現年課税分には「環境性能割」を含む。

(単位 円)

11 月	12 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	合 計
609,606,038	960,773,169	550,271,036	540,828,838	577,869,121	403,688,938	7,634,375	8,231,740,009
608,028,153	958,284,921	548,053,935	539,033,649	575,664,160	403,688,938	7,634,375	8,203,558,183
547,278,753	458,504,421	521,536,935	497,317,949	523,938,160	395,854,838	7,198,775	6,196,784,083
60,749,400	499,780,500	26,517,000	41,715,700	51,726,000	7,834,100	435,600	2,006,774,100
1,577,885	2,488,248	2,217,101	1,795,189	2,204,961	0	0	28,181,826
1,577,885	2,275,948	2,130,501	1,660,189	2,094,961	0	0	24,704,126
0	212,300	86,600	135,000	110,000	0	0	3,477,700
49,722,571	114,208,826	1,538,443,841	34,811,798	16,658,699	8,360,835	14,140,141	10,016,304,185
48,227,979	111,504,560	1,537,601,423	34,108,551	15,587,720	8,360,835	14,140,141	9,993,297,039
1,494,592	2,704,266	842,418	703,247	1,070,979	0	0	23,007,146
0	0	0	0	0	0	0	10,765,600
2,983,717	5,531,700	4,950,615	2,995,032	2,719,925	3,635,327	5,828,000	477,682,989
2,549,711	5,164,300	4,663,915	2,712,731	2,492,120	3,635,327	5,828,000	473,891,304
434,006	367,400	286,700	282,301	227,805	0	0	3,791,685
70,314,386	74,467,451	65,363,621	74,317,094	64,458,476	60,749,456	0	828,466,766
43,350	43,800	44,400	39,000	38,250	0	0	496,500
6,252,565	14,363,657	193,587,550	4,378,582	2,100,169	1,052,040	1,513,264	1,260,285,854
6,068,776	14,031,114	193,483,959	4,292,000	1,961,027	1,052,040	1,513,264	1,257,453,267
183,789	332,543	103,591	86,582	139,142	0	0	2,832,587
738,922,627	1,169,388,603	2,352,661,063	657,370,344	663,844,640	477,486,596	29,116,580	20,825,741,903
735,232,355	1,163,496,146	2,349,211,253	654,503,025	660,201,753	477,486,596	29,116,580	20,767,928,659
3,690,272	5,892,457	3,449,810	2,867,319	3,642,887	0	0	57,813,244
758,051,418	1,094,172,132	2,319,254,662	662,071,135	619,757,113	484,268,902	11,379,623	19,932,938,913

2 市税の収入実績の推移

(単位 円)

区分 年度	予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合 (%)	
				対 予 算	対 調 定
令和 3	19,514,647,000	19,746,409,958	19,503,775,868	99.94	98.77
令和 4	19,611,251,000	19,919,182,173	19,711,988,755	100.51	98.96
令和 5	20,531,002,000	20,775,730,491	20,582,487,704	100.25	99.07
令和 6	19,675,368,000	20,125,462,747	19,932,938,913	101.31	99.04
令和 7	20,385,285,000	21,024,534,886	20,825,741,903	102.16	99.05

3 市税の収入率の推移

(単位 %)

税 目 \ 年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
個 人 市 民 税	99.00	98.73	99.22	99.19	99.16
現 年 課 税 分	99.55	99.56	99.59	99.53	99.49
滞 納 繰 越 分	49.39	47.60	51.28	53.39	54.53
法 人 市 民 税	99.90	99.95	99.91	99.74	99.88
現 年 課 税 分	98.97	99.96	99.95	99.77	99.94
滞 納 繰 越 分	93.99	54.82	35.24	58.11	76.54
固 定 資 産 税	98.45	98.73	98.89	98.89	98.87
現 年 課 税 分	99.59	99.59	99.60	99.54	99.52
滞 納 繰 越 分	47.61	22.24	21.56	24.66	25.87
交 付 金 及 び 納 付 金	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
軽 自 動 車 税	95.77	96.10	96.55	96.85	96.92
現 年 課 税 分	98.73	98.72	98.77	98.87	98.80
滞 納 繰 越 分	29.71	26.26	26.68	27.24	28.77
市 た ば こ 税	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
現 年 課 税 分	—	—	—	—	—
滞 納 繰 越 分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都 市 計 画 税	98.48	98.78	98.88	98.88	98.88
現 年 課 税 分	99.59	99.59	99.60	99.54	99.52
滞 納 繰 越 分	47.61	22.24	21.56	24.66	25.86
入 湯 税	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
市 税 合 計	98.77	98.96	99.07	99.04	99.05
現 年 課 税 分	99.62	99.61	99.63	99.56	99.55
滞 納 繰 越 分	49.73	29.88	30.27	32.78	35.49

4 市税の滞納繰越額の推移

(単位 円)

区分 年度	調 定 額	5 月 末 日 現 在 の 滞 納 税 額			不納欠損額	滞納繰越額	す う 勢 比 (%)			
		現 年 度	滞 納 分	合 計			調定額	現年度	滞納分	合計
令和 3	19,746,409,958	74,575,430	168,118,549	242,693,979	52,937,337	189,756,642	100	100	100	100
4	19,919,182,173	76,092,643	131,171,946	207,264,589	39,217,302	168,047,287	100.87	102.03	78.02	85.40
5	20,775,730,491	77,378,638	115,970,321	193,348,959	36,458,505	156,890,454	105.21	103.76	68.98	79.67
6	20,125,462,747	87,942,753	104,936,303	192,879,056	33,418,537	159,460,519	101.92	117.92	62.42	79.47
7	21,024,534,886	94,046,638	105,091,855	199,138,493	30,331,560	168,806,933	106.47	126.11	62.51	82.05

5 市税の不納欠損額の推移

(単位 円)

税 目 年 度	令 和 3		4		5		6		7	
	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数
市 民 税	6,795,121	217	7,555,277	186	5,896,301	219	5,428,759	141	3,293,894	125
個 人	6,342,565	212	7,276,177	180	5,542,201	212	5,378,759	140	3,160,594	122
法 人	452,556	5	279,100	6	354,100	7	50,000	1	133,300	3
固 定 資 産 税	43,985,267	606	29,048,589	491	28,036,954	473	26,090,146	439	25,619,872	467
純固定資産税	39,043,679	606	25,836,742	491	24,959,573	473	23,225,337	439	22,812,152	467
都 市 計 画 税	4,941,588	(606)	3,211,847	(491)	3,077,381	(473)	2,864,809	(439)	2,807,720	(467)
軽自動車税	2,156,949	303	2,613,436	344	2,525,250	385	1,899,632	325	1,417,794	237
市たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	52,937,337	1,126	39,217,302	1,021	36,458,505	1,077	33,418,537	905	30,331,560	829

6 市税の納付方法別状況（現年課税分）

（単位 円）

税目	区分	納付方法	令和 6			令和 7		
			件数	金額	税目内 件数割合	件数	金額	税目内 件数割合
個人市 県民 税	普通徴収	金融機関窓口払	10,472	470,562,792	33.35%	12,538	528,244,896	36.13%
		コンビニ窓口払	11,239	254,305,736	35.79%	12,629	305,954,347	36.40%
		スマホ等電子決済	2,749	92,849,383	8.75%	3,340	109,804,117	9.63%
		口座振替	6,756	289,610,229	21.51%	5,979	325,097,126	17.23%
		充当	187	899,128	0.60%	213	1,145,638	0.61%
		小計	31,403	1,108,227,268	100.00%	34,699	1,270,246,124	100.00%
	年金特徴	年金特徴徴	62,631	392,043,500	100.00%	66,791	475,710,500	100.00%
	特別徴収	金融機関窓口払	43,103	6,489,696,307	84.11%	45,379	6,926,807,572	81.61%
		共通納税システム利用(※)	7,128	1,304,153,613	13.91%	9,581	1,679,824,698	17.23%
		充当	1,013	24,756,080	1.98%	647	13,725,500	1.16%
小計		51,244	7,818,606,000	100.00%	55,607	8,620,357,770	100.00%	
法人市民税	金融機関窓口払 共通納税システム利用(※) 充当	金融機関窓口払	3,000	1,106,206,495	65.46%	2,608	612,068,300	57.41%
		共通納税システム利用(※)	1,547	564,518,600	33.76%	1,879	1,432,945,000	41.36%
		充当	36	1,885,100	0.79%	56	2,759,500	1.23%
	小計	4,583	1,672,610,195	100.00%	4,543	2,047,772,800	100.00%	
軽自動車税 (種別割)	金融機関窓口払	16,200	119,891,437	28.09%	15,597	117,668,616	26.98%	
	コンビニ窓口払	26,247	202,117,900	45.51%	26,497	207,819,723	45.83%	
	スマホ等電子決済	5,215	40,082,100	9.04%	5,811	45,298,600	10.05%	
	口座振替	9,982	73,506,400	17.31%	9,877	74,195,700	17.08%	
	充当	33	86,700	0.06%	33	125,066	0.06%	
	小計	57,677	435,684,537	100.00%	57,815	445,107,705	100.00%	
固定資産税 都市計画税	金融機関窓口払	57,641	3,965,745,600	30.03%	54,867	3,677,816,559	34.71%	
	コンビニ窓口払	42,441	720,815,900	22.11%	43,260	743,378,500	27.37%	
	スマホ等電子決済	9,696	908,666,000	5.05%	11,366	1,055,124,910	7.19%	
	口座振替	82,024	5,624,999,000	42.73%	48,479	5,798,221,500	30.67%	
	充当	160	966,800	0.08%	102	1,222,679	0.06%	
	小計	191,962	11,221,193,300	100.00%	158,074	11,275,764,148	100.00%	

（※）共通納税システム利用：eL-TAXを通じて行う全国共通の電子納付

内、口座振替対象税目のみ

（単位 円）

税目	区分	納付方法	令和 6			令和 7		
			件数	金額	税目内 件数割合	件数	金額	税目内 件数割合
口座振替対象 税目小計 市県民税 （普通徴収） +軽自動車税 +固定資産税		金融機関窓口払	84,313	4,556,199,829	30.00%	83,002	4,323,730,071	33.12%
		コンビニ窓口払	79,927	1,177,239,536	28.44%	82,386	1,257,152,570	32.88%
		スマホ等電子決済	17,660	1,041,597,483	6.28%	20,517	1,210,227,627	8.19%
		口座振替	98,762	5,988,115,629	35.14%	64,335	6,197,514,326	25.67%
		充当	380	1,952,628	0.14%	348	2,493,383	0.14%
		小計	281,042	12,765,105,105	100.00%	250,588	12,991,117,977	100.00%

7 市税の滞納者数の推移

区 分 年 度	6月1日現在 (A)	翌年5月末日 現 在 (B)	(A) - (B) (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)
令和 3	3,556	1,688	1,868	52.5
令和 4	3,121	1,802	1,319	42.3
令和 5	3,388	2,393	995	29.4
令和 6	3,296	2,408	888	26.9
令和 7	3,311	2,179	1,132	34.2
令和 8	3,481	—	—	—

8 令和7年度市税の還付実績調

(単位 円)

区 分 税 目		還 付 済 額		還 付 未 済 額		合 計	
		税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
現 年 課 税 分	市 県 民 税 (普通徴収)	5,527,800	328	216,000	10	5,743,800	338
	市 県 民 税 (特別徴収)	10,434,000	398	4,900	1	10,438,900	399
	市 県 民 税 (年金特別徴収)	9,786,400	2,807	183,700	20	9,970,100	2,827
	法 人 市 民 税	13,836,000	189	0	0	13,836,000	189
	固 定 資 産 税	4,372,770	92	103,700	13	4,476,470	105
	軽 自 動 車 税	183,800	23	0	0	183,800	23
	退 職 分 離 課 税	0	0			0	0
	特別土地保有税	0	0			0	0
滞 納 繰 越 分	市 県 民 税 (普通徴収)	199,400	8	0	0	199,400	8
	市 県 民 税 (特別徴収)	25,100	4	0	0	25,100	4
	法 人 市 民 税	0	0	0	0	0	0
	固 定 資 産 税	499,200	5	0	0	499,200	5
	軽 自 動 車 税	17,037	3	0	0	17,037	3
督 促 手 数 料		6,200	62	500	5	6,700	67
延 滞 金		8,700	8	800	7	9,500	15
合 計		44,896,407	3,927	509,600	56	45,406,007	3,983

固定資産税は都市計画税を含む

9 市税の還付金・償還金の推移

(単位 円)

区分 年度	還 付				償 還 金				合 計			
	件数	税 額	すう勢比(%)		件数	税 額	すう勢比(%)		件数	税 額	すう勢比(%)	
			件数	税額			件数	税額			件数	税額
令和 3	3,950	39,556,590	100	100	669	49,794,866	100	100	4,619	89,351,456	100	100
4	3,834	101,986,228	97.06	257.82	893	67,746,850	133.48	136.05	4,727	169,733,078	102.34	189.96
5	3,665	35,439,013	92.78	89.59	907	122,542,984	135.58	246.10	4,572	157,981,997	98.98	176.81
6	5,778	71,910,722	146.28	181.79	972	49,184,453	145.29	98.77	6,750	121,095,175	146.14	135.53
7	3,983	45,406,007	100.84	114.79	1,071	61,043,017	160.09	122.59	5,054	106,449,024	109.42	119.14

10 市税の滞納処分執行状況の推移

(単位 円)

区分 年度	不 動 産		無体財産権等		債 権 等		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
令和 3	2	309,045	0	0	642	53,702,449	644	54,011,494
令和 4	4	385,200	0	0	604	56,115,424	608	56,500,624
令和 5	4	631,300	0	0	605	54,386,547	609	55,017,847
令和 6	2	292,600	0	0	620	56,409,271	622	56,701,871
令和 7	3	457,663	0	0	608	51,533,769	611	51,991,432

11 市税の延滞金・督促手数料収納実績の推移

(単位 円)

区分 年度	督促手数料	延 滞 金	す う 勢 比 (%)	
			督促手数料	延 滞 金
令和 3	2,262,200	16,789,627	100	100
令和 4	2,077,652	9,655,003	91.84	57.51
令和 5	2,093,506	7,543,769	92.54	44.93
令和 6	2,062,167	6,581,561	91.16	39.20
令和 7	2,070,200	6,239,524	91.51	37.16

12 新居浜市納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）に基づく団体で、戦後混乱した社会情勢と経済情勢の中で税収の安定的な確保を目的に創設された団体です。

新居浜市納税貯蓄組合連合会は、市内の町内会や商店街などからなる単位組合で構成されています。

主な活動内容は、租税教育推進のため、毎年7月に市内の中学校を訪問し、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する中学生の「税についての作文」募集への協力依頼を通じ、中学生に税に関する知識を深めていただくとともに、優秀作品の表彰を行っています。（令和7年度は、四国納税貯蓄組合総連合会会長賞等上位14作品を表彰）

また、毎年11月の「税を考える週間」に合わせて、新居浜税務署や愛媛県東予地方局また新居浜法人会、新居浜間税会、新居浜青色申告会とも連携を図りながら、キャッシュレス納付や口座振替の推進啓発活動等を行っています。

税 制 関 係

〔 税 制 関 係 〕

1 令和8年度 市税制一覧表

税目	区分	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者		賦 課 期 日
市 民 税 (個 人)		市内に住所を有する個人の前年中の所得(均等割・所得割)		1 月 1 日
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの(均等割)		
(法 人)		市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)		申 告 納 付
		市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)		
固 定 資 産 税	土地 家屋 償却資産		固定資産の所有者	1 月 1 日
軽 自 動 車 税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車		車両の所有者又は使用者	4 月 1 日
市 た ば こ 税	たばこの売渡し又は消費等		卸売販売業者等	申 告 納 付
特別土地保有税	・ 保有分 昭和44年1月1日以後に 取得された土地 ・ 取得分 昭和48年7月1日以後に 取得された土地		・ 保有分…所有者 ・ 取得分…取得者	・ 保有分…1月1日 ・ 取得分…1月1日 又は7月1日
都 市 計 画 税	土地・家屋		固定資産の所有者	1 月 1 日
入 湯 税		入 湯 客		申 告 納 入
交 付 金	・ 交付金 国及び地方公共団体の固 定資産で貸付資産等		国及び地方公共団体	前年3月31日

課 税 標 準 及 び 税 率						申 告 期 限	納 期
① 均等割 4,700円 ② 森林環境税 1,000円(国税) ③ 所得割 6％(税率)						・ 個人申告書 3月16日 ・ 給与支払報告書 公的年金等支払報告書 2月2日	・ 普通徴収 第1期 6月20日～ 6月30日 第2期 8月20日～ 8月31日 第3期 10月20日～11月 2日 第4期 1月20日～ 2月 1日 ・ 特別徴収(給与) 毎月徴収分翌月10日 ・ 特別徴収(公的年金) 年金支払月の翌月10日(年6回)
① 均等割						・ 法人税申告期限	・ 申告納付
資本金等の額	従業者数	税率	資本金等の額	従業者数	税率		
50億円超	50人超	300万円	1千万円超	50人超	15万円		
10億円超	50人超	175万円	1億円以下	50人以下	13万円		
50億円以下			1千万円以下	50人超	12万円		
10億円超	50人以下	41万円		50人以下	5万円		
1億円超	50人超	40万円	上記以外の法人等				
10億円以下	50人以下	16万円					
② 法人税割 8.4％(税率)							
・ 税 率 $\frac{1.4}{100}$ ・ 免税点 (土 地) 30万円 (家 屋) 20万円 (償却資産) 150万円						・ 償却資産 1月31日	第1期 4月20日～ 4月30日 第2期 7月20日～ 7月31日 第3期 9月20日～ 9月30日 第4期 12月15日～12月25日
原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 " 125cc以下かつ最高出力4.0kW以下 2,000円 " 50cc超90cc以下 2,000円 " 90cc超 2,400円 特定小型原動機付自転車 0.6kW以下 2,000円 ミニカー 50cc以下 3,700円 軽自動車 二輪のもの、125cc超250cc以下 3,600円 軽自動車(H27.3.31以前に登録) 三輪のもの 3,100円 " 四輪乗用 営 5,500円 自 7,200円 " 四輪貨物 営 3,000円 自 4,000円 軽自動車(H27.4.1以降に新規登録) 三輪のもの 3,900円 " 四輪乗用 営 6,900円 自 10,800円 " 四輪貨物 営 3,800円 自 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 " その他のもの 5,900円 小型自動車 二輪のもの、250cc超 6,000円 ※三輪以上の軽自動車については、初度検査年月から13年を超える車両は重課あり。また、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車で新規登録した車両で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて軽課あり。						・ 取得申告 納税義務の発生後15日 以内 ・ 廃車申告 納税義務が消滅した日 から30日以内	・ 全期分 5月20日～ 5月31日
1,000本につき、6,552円						毎月の販売につき翌月の 末日までに申告納付	
・ 保有分…取得価格× $\frac{1.4}{100}$ －固定資産税相当額 ・ 取得分…取得価格× $\frac{3}{100}$ －不動産取得税相当額						平成15年度以降課税停止 ただし、現在徴収猶予中 のものは除く	
固定資産税の課税標準となるべき価格× $\frac{0.28}{100}$							固定資産税の納期と同一
1人1日について150円						翌月15日	翌月15日
算定標準額の $\frac{1.4}{100}$							6月30日

2 市税の税率等の推移

別表1 (1) 市民税 (令和4年度～令和8年度)

区分		年度	令和 4		5																									
個人課税	所得割税率	市民税 6% (一律)			同 左																									
		県民税 4% (一律)																												
		均等割税率	市民税 3,500円	県民税 2,200円 (内森林環境税 700円)		同 左																								
	非課税限度額 (障・寡・ひとり親・未成年)	年間所得135万円			同 左																									
	分離課税	退職所得	現年分離課税 市民税 6% 県民税 4%			同 左																								
		長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3% 市民税 課税長期譲渡所得金額×2% 県民税			同 左																							
			その他	優良住宅地 課税長期譲渡所得が ① 2,000万円以下の場合 市民税 2.4% 県民税 1.6% ② 2,000万円超の場合 48万円+(長期譲渡所得金額-2,000万円)×3% 市民税 32万円+(長期譲渡所得金額-2,000万円)×2% 県民税 居住用財産 課税長期譲渡所得が ① 6,000万円以下の場合 市民税 2.4% 県民税 1.6% ② 6,000万円超の場合 144万円+(長期所得金額-6,000万円)×3% 市民税 96万円+(長期所得金額-6,000万円)×2% 県民税			同 左																							
		短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4% 市民税 課税短期譲渡所得金額×3.6% 県民税			同 左																							
			国または地方公共団体への土地等の譲渡	課税短期譲渡所得金額×3% 市民税 課税短期譲渡所得金額×2% 県民税			同 左																							
		土地の譲渡等に係る事業所得	次の(1)又は(2)のいずれか多い金額 (1) 市民税 7.2% 県民税 4.8% (2) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額			同 左																								
		株式等に係る譲渡	(イ) 上場株式等に係る譲渡所得 譲渡益×3.0% 市民税 譲渡益×2.0% 県民税 (ロ) その他の株式等に係る譲渡所得 譲渡益×3.0% 市民税 譲渡益×2.0% 県民税			同 左																								
		先物取引に係る雑所得等	先物取引に係る雑所得等 市民税 3% 県民税 2%			同 左																								
	所得控除等	給与所得控除	収入金額が162.5万円以下 55万円 収入金額が162.5万円超 180万円以下 収入金額×40%-10万円 収入金額が180万円超 360万円以下 収入金額×30%+8万円 収入金額が360万円超 660万円以下 収入金額20%+44万円 収入金額が660万円超 850万円以下 収入金額10%+110万円 収入金額が850万円超 195万円(上限)			同 左																								
公的年金等控除		<table><tr><td>受給者の年齢</td><td>公的年金等の収入金額の合計額(A)</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳以上の人</td><td>330万円以下</td><td>110万円</td></tr><tr><td>330万円超410万円以下</td><td>(A)×25%+27.5万円</td></tr><tr><td>410万円超770万円以下</td><td>(A)×15%+68.5万円</td></tr><tr><td>770万円超1,000万円以下</td><td>(A)×5%+145.5万円</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳未満の人</td><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td></tr><tr><td>130万円以下</td><td>60万円</td></tr><tr><td>130万円超410万円以下</td><td>(A)×25%+27.5万円</td></tr><tr><td>410万円超770万円以下</td><td>(A)×15%+68.5万円</td></tr><tr><td>770万円超1,000万円以下</td><td>(A)×5%+145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td></tr></table> ※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額引き下げ有	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	控除額	65歳以上の人	330万円以下	110万円	330万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円	65歳未満の人	1,000万円超	195.5万円	130万円以下	60万円	130万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円	1,000万円超	195.5万円			同 左
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	控除額																												
65歳以上の人	330万円以下	110万円																												
	330万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円																												
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円																												
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円																												
65歳未満の人	1,000万円超	195.5万円																												
	130万円以下	60万円																												
	130万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円																												
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円																												
770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円																													
1,000万円超	195.5万円																													

別表1 (2) 市民税のつづき

区分		年度	令和4	5
個 所 人 得 市 控 民 除 税 等	専従者 控 除	青色 白色	税務官署において承認された額	同 左
			限度額(配偶者)86万円、(その他)50万円	同 左
	雑 損 控 除		①(損失金－保険金等の補てん金)－(総所得金額等)×10% ②災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多い方	同 左
	医 療 費 控 除		(医療費－保険等の補てん金)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い額)最高200万円まで ※医療費控除の特例 (スイッチOTC医薬品の購入費)－12,000円 最高88,000円まで	同 左
	社会保険料控除		支払額全額	同 左
	小規模企業共済等掛金控除		支払額全額	同 左
	地震保険料控除		地震保険料 支払金額 控除額 50,000円以下…………… 支払額の1/2 50,000円超…………… 25,000円	同 左
	旧長期損害 保 険 料 控 除		旧長期損害保険料 支払金額 控除額 5,000円以下…………… 支払額全額 5,000円超15,000円以下… 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超 …………… 10,000円 ※地震保険料と旧長期の両方がある場合は 限度額 25,000円	
	生命保険料控除		支払金額 控除額 12,000円以下…………… 支払額全額 12,000円超 32,000円以下… 支払額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下… 支払額×1/4+14,000円 56,000円超…………… 28,000円(上限額) 新生命保険、新個人年金、介護医療保険にそれぞれ適用 ただし、新生命+新年金+介護医療=70,000円(控除限度額) ※旧制度契約の控除額2.8万円以上の場合…3.5万円を限度に 旧制度の控除額のみで控除。それ以外は2.8万円を限度に新制度と旧制度の合計控除額	
	障害者 控 除	普通	1人につき 260,000円	同 左
		特別	1人につき 300,000円 同居特障加算 230,000円	同 左
	寡 婦 控 除		260,000円	同 左
	寡 夫 控 除		廃 止	同 左
	ひとり親控除		300,000円	同 左
	勤労学生控除		260,000円	同 左
	配 偶 者 控 除		納税者の合計所得金額 ～900万 900～950万 950～1,000万	同 左
		一般	330,000円 220,000円 110,000円	
		老人	380,000円 260,000円 130,000円	
	配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額 ～900万 900～950万 950～1,000万	同 左
		48～100万	330,000円 220,000円 110,000円	
		100～105万	310,000円 210,000円 110,000円	
		105～110万	260,000円 180,000円 90,000円	
		110～115万	210,000円 140,000円 70,000円	
		115～120万	160,000円 110,000円 60,000円	
		120～125万	110,000円 80,000円 40,000円	
		125～130万	60,000円 40,000円 20,000円	
		130～133万	30,000円 20,000円 10,000円	
	扶 養 控 除		老人扶養 380,000円 同居老親等扶養 450,000円 特定扶養 450,000円 一般扶養 330,000円	同 左
	特定親族特別控除		—	—

[illegible]

別表1 (3) 市民税のつづき

区 分		年 度	令 和 4	5
個 人 市 民 税	所 得 税 控 除	基 礎 控 除	合計所得が 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 0円	同 左
		調 整 控 除	課税標準額	同 左
			200万円以下 ①と②の小さい方×5% (市民税 3% 県民税 2%)	
			200万円超 {①-(②-200万円)}×5% (市民税 3% 県民税 2%) (最低額 2,500円)	
			①人的控除額の差の合計 ②課税所得金額	
	民 除 税 等	配 当 控 除	課税所得1,000万円以下 0.4%～1.6% (市民税の控除率) 課税所得1,000万円超 0.2%～0.8% (市民税の控除率)	同 左
		住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	前年分の所得税において、平成11年から平成18 年まで又は、平成21年から令和4年までの入居に係 る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、①と② のいずれか少ない金額(市民税 5分の3 県民税 5 分の2) (令和元年10月から令和4年12月までに入居した 場合の控除期間は3年延長) ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税に おいて控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得 金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額(9.7 5万円を超えるときは9.75万円) ※ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入 居し、消費税率が8%又は10%である場合は、100 分の7を乗じて得た金額(13.65万円を超えるとき は13.65万円)	前年分の所得税において、平成21年から令和 7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控 除を受けた場合で、①と②のいずれか少ない金 額(市民税 5分の3 県民税 5分の2) (令和元年10月から令和2年12月まで又は、令 和4年1月から令和5年12月までに入居した場合 の控除期間は3年延長) ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得 税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林 所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た 金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) ※ただし、平成26年4月から令和3年12月末まで に入居し、かつ消費税率8%又は10%で契約 した場合又は令和4年に入居し、特例の延長 等に該当する場合は、100分の7を乗じて得た 金額(13.65万円を超えるときは13.65万円)
		寄 附 金 税 額 控 除	【寄附金税額控除額】 A [(1)か(2)いずれか少ない金額－2,000円]×10% (市民税 6% 県民税 4%) (1) 寄附金の合計額 (2) 総所得金額等の30% 【ふるさと納税制度における税額控除額】 上記Aと下記Bの合計額。(ふるさと納税ワンス トップ特例適用者は、さらに下記Cを加算) B (寄附金－2,000円)×【90%－所得税の限界税率 (0～45.945%)】(市民税3/5 県民税2/5)ただし、 Bについては、市県民税所得割額の2割が限度 C (寄附金－2,000円)×【所得税の限界税率(0～45. 945%)】(市民税3/5 県民税2/5)	同 左
	法 人 市 民 税	外 国 税 額 控 除 等	控除限度額 (その年分の所得税額)×(その年分の国外所得総額) /(その年分の所得総額)=所得税控除限度額…A 市民税限度額=A×18% 県民税限度額=A×12%	同 左
		配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	市民税 5分の3 県民税 5分の2	同 左
法 人 市 民 税	税 率	均 等 割	資本等の金額 従業者数 税率 1千万円以下 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 10億円超 50人以下 410,000円 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円 50億円超 50人超 3,000,000円	同 左
		法 人 税 割	12.1% (令和元年10月1日以後に開始する事業年度からは8.4%)	同 左

6	7	8
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
前年分の所得税において、平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、①と②のいずれか少ない金額（市民税 5分の3 県民税 5分の2） （令和元年10月から令和2年12月まで又は、令和4年1月から令和7年12月までに入居した場合の控除期間は3年延長される場合あり） ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ※ただし、平成26年4月から令和3年12月末までに入居し、かつ消費税率8%又は10%で契約した場合又は令和4年に入居し、特例の延長等に該当する場合は、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を超えるときは13.65万円）	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

別表 2 (1) 固定資産税・その他諸税（昭和25年度以降）

年度 税目		昭和 25	26	27	28	29	30	31	32
固 定 資 産 税	税 率 等	1.6 %	同 左	同 左	同 左	1.5 %	1.4 %	同 左	同 左
		免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円			免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資 産に対する特 例及び基準年 度制度創設	免税点 償却資産 10万円 国有資産等 所在市町村 交付金・公 社有資産所 在市町村納 付金制度創 設	
都 市 計 画 税	税 率 等							0.2%	同 左
								都市計画税 が創設され た	
軽自動車税（自転車荷車税）	税 率 等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷車大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円				原動機付 自転車 500円 その他の 自転車 200円 自転車税 及び荷車 税を自転 車荷車税 に統合	原動機付自転 車50cc以下 500円 50cc超 90cc以下 800円 90cc超 1,000円		
た消費 ば費 こ税	税 率					(創設) $\frac{10}{115}$	同 左	9 %	同 左
電 気 ガ ス 税	税 率	10 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	免 税 点								
特保 別有 土地 税	税 率								
	そ の 他								

33	34	35	36	37	38	39	40	41
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15万円					(1) 新評価制 度の実施に 伴い土地に ついて税額 の激変緩和 の暫定措置 が講ぜられ た。 (2) 免税点 暫定期間 (昭和39年度 ～昭和41年 度) 土地 2万4千円	大規模償 却資産に 対する課 税限度額 の引上げ 措置が講 ぜられた。	(1) 新評価制 度実施に伴 う土地の新 たな負担調 整措置が講 ぜられた。 (2) 免税点 土地 8 万円 家屋 5 万円 償却資産 30万円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
						税額の激変緩 和の暫定措置 が講ぜられた。		昭和41年度か ら昭和43年度 までの新たな 負担調整措置 が講ぜられた。
自転車荷車税 を廃止し、原 動機付自転車 を軽自動車及 び二輪小型自 動車とあわせ て軽自動車税 とした。 二輪小型自動 車 2,500円 軽自動車 1,500円			軽自動車二輪 のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物 2,500円				四輪以上 のもの 乗用 4,500円	
11 %	同 左	同 左	同 左	12 %	13.4 %	15%	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	9 %	8 %	7%	同 左	同 左
			免税点制度の 創設 月 300円	同 左	同 左	同 左	電気 400円 ガス 500円	同 左

別表2 (2) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭和42	43	44	45	46	47	48	
固定資産税	税率等	1.4 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
		大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。			評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。		市街化区域内農地について税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに税負担激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の既成市街地等にある都市のA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
都市計画税	税率等	0.2 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
					昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。		市街化区域内農地について税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の既成市街地等にある都市のA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	
軽自動車税	税率等		原動機付自転車、小型特殊自動車の月割課税廃止	原動機付自転車	50cc以下		500円	同 左	同 左
					50cc超 90cc以下		800円		
					90cc超		1,000円		
				軽自動車	二輪のもの		1,500円		
					三輪のもの		2,000円		
					四輪のもの	乗 用	4,500円		
				貨物用		2,500円			
				小型特殊自動車	農耕作業用		1,000円		
					その他のもの		3,000円		
二輪の小型自動車		2,500円							
たばこ消費税	税率	18.1%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気ガス税	税率	7 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	6 %	
	免税点	ガス 700円	ガス 800円	電気 500円 ガス 1,000円	電気 600円 ガス 1,200円	電気 700円 ガス 1,400円	電気 800円 ガス 1,600円	電気 1,000円 ガス 2,100円	
特別保有土地税	税率							創設 保有分 1.4% 取得分 3.0%	
	その他								

49	50	51			52	53
同 左	同 左	同 左			同 左	同 左
(1) 200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える住宅用地についてはその上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地)について課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。		宅地等及び一般農地に対して課する昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、新たな負担調整措置が講ぜられた。				
		地 目	51価格 50課標	負 担 調整率		
		宅地等	1.3倍以下 1.3倍超1.7倍以下 1.7倍超	1.1 1.2 1.3		
		農 地	1.3倍以下 1.3倍超	1.1 1.2		
同 左	同 左	同 左			同 左	0.28%
		宅地等及び一般農地に対して課する昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の都市計画税について税負担増を調整するため、固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。				地方税法の改正 (税率0.3%)に伴う税率改正
同 左	軽自動車、二輪の もの及び三輪の ものの月割課税 廃止 同 左	原動機付 自 転 車	50cc以下	650円	市内での所有者 変更の場合の 月割課税廃止 同 左	同 左
			50cc超90cc以下	1,000円		
			90cc超	1,300円		
		軽自動車	二輪のもの	2,000円		
			三輪のもの	2,600円		
			四 輪 乗 用 の 物 貨物用	営5,200円 自5,900円 営2,900円 自3,300円		
		小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,300円		
			その他のもの	3,900円		
二輪の小型自動車		3,300円				
同 左	同 左	同 左			同 左	同 左
電気税とガス税が分離された。 電気税 ガス税 6% 5% (50年1月以降) 5% 4%	電気税 5% ガス税 4% " (6月以降) 3%	電気税 5% ガス税 3%	同 左			同 左
電気 1,200円 (50年1月以降) 2,000円 ガス 2,700円 (50年1月以降) 4,000円	電気 2,000円 ガス 4,000円	電気 2,000円 ガス 4,000円	電気 2,400円 ガス 4,800円	同 左		
同 左	同 左	同 左			同左	同 左
						特別土地保有税 免除制度創設 (土地の有効利 用の場合)

別表 2 (3) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭 和 54		55	56
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %		同 左	同 左
		(1) 宅地等評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様負担調整措置が講ぜられた。 (2) 一般農地評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについては新たな負担調整率が設けられた。		同 左	同 左
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %		同 左	同 左
		宅地等および一般農地に対して課する昭和54年度から昭和56年度までの都市計画税について税負担増を調整するため固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。		同 左	同 左
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下	700円	月割課税の廃止 (4輪以上の軽自動車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車) 同 左
			50cc超 90cc以下	1,100円	
			90cc超	1,450円	
		軽自動車	二輪のもの	2,200円	
			三輪のもの	2,850円	
			四輪のもの	乗 用 営 5,200円 自 6,500円 貨物用 営 2,900円 自 3,650円	
		小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,450円	
			その他のもの	4,300円	
		二輪の小型自動車		3,650円	
た 消 ば 費 こ 税	税 率	単価(6円796) 18.1 %		(6円989) 同 左	(8円151) 同 左
電 気 ガ ス 税	税 率	電気税 5 % ガス税 3 %		同 左	同 左
	免 税 点	電気 2,400円 ガス 7,000円 (6月以降)		電気 3,600円 ガス 10,000円	同 左
特 保 別 有 土 地 税	税 率	同 左		同 左	同 左
	そ の 他	同 左		同 左	同 左

57	58	59				
同 左	同 左	同 左				
宅地等および一般農地に対して課する昭和57年度から昭和59年度までの各年度分の固定資産税について、税負担増を調整するため負担調整措置が講ぜられた。 なお、負担調整のための上昇区分がさらに細分化され宅地等は1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下、農地は1.3倍超1.5倍以下について新たな負担調整率が設けられた。	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
宅地等および一般農地に対して課する昭和57年度から昭和59年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左				
同 左	同 左	原動機付自転車	50cc以下		1,000円	
			50cc超90cc以下		1,200円	
			90cc超		1,600円	
		軽自動車	二輪のもの		2,400円	
			三輪のもの		3,100円	
			四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円
		貨物用		営 3,000円	自 4,000円	
		小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円	
			その他のもの		4,700円	
二輪の小型自動車		4,000円				
単価(8円590) 同 左	(8円67) 同 左	単価(9円502) 同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				

別表2 (4) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭 和 60	61	62
固 定 資 産 税	税 率	1.4 %	同 左	同 左
	等	宅地等および一般農地に対して課する昭和60年度から昭和62年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
都 市 計 画 税	税 率	0.28 %	同 左	同 左
	等	宅地等および一般農地に対して課する昭和60年度から昭和62年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
軽 自 動 車 税	税 率	59年度に同じ (但し、ミニカー一定額税率を新設)	同 左	同 左
た 消 ば 費 こ 税	税 率	従価割 14.3%	同 左	同 左
		従量割 1,000本につき350円	従量割 1,000本につき350円 5月～3月 640円	従量割 1,000本につき640円
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率	電気税 5 % ガス税 3 %	同 左	同 左
	免 税 点	電 気 3,600円 ガ ス 10,000円	同 左	同 左
特 保 有 土 地 税	税 率	取得分 3 % 保有分 1.4%	同 左	同 左
	そ の 他	53年に同じ	同 左	同 左
木 引 取 材 税	税 率	素材の山元価格 2 %	同 左	同 左

63	平成元	2
同 左	同 左	同 左
宅地等および一般農地に対して課する昭和63年度から平成2年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。なお、負担調整のため上昇区分がさらに細分化され、宅地等は上昇率1.15倍以下、農地は1.075倍以下について新たな負担調整率が設けられた。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
宅地等および一般農地に対して課する昭和63年度から平成2年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	1,000本につき948円(旧3級品)	同 左
同 左	1,000本につき1,997円(旧3級品以外)	
同 左	同 左	廃 止
同 左		
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	廃 止

別表2 (5) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 3				4			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		(1) 宅地等および一般農地に対して課する平成3年度から平成5年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 なお、宅地等を住宅用地、法人非住宅用地、個人非住宅用地等に細分化し、新たな負担調整率が設けられた。農地については昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万				同 左			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および一般農地に対して課する平成3年度から平成5年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。				同 左			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超 90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
				貨物用	営 3,000円	自 4,000円			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円						
	その他のもの		4,700円						
二輪の小型自動車		4,000円							
たばこ 税	税 率	1,000本につき948円(旧3級品)				同 左			
		1,000本につき1,997円(旧3級品以外)				同 左			
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 保 有 土 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%				同 左			
	そ の 他	市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地及び遊休土地転換利用地区内の遊休土地に対して新たに課税				同 左			
木 引 取 材 税	税 率								

別表2 (6) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平成 7			8		
固定資産税	税率等	1.4 %			同 左		
		宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 なお、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$）。 評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。			宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 また、負担調整措置については、緊急臨時の措置として負担調整率に変更され、税負担の増加が一層緩和された。 なお、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$）。 評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。		
都市計画税	税率等	0.28 %			同 左		
		宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、住宅用地については、課税標準の特例措置（小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$）が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。			宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、負担調整措置については、緊急臨時の措置として負担調整率に変更され、税負担の増加が一層緩和された。 なお、住宅用地については、課税標準の特例措置（小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$）が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。		
軽自動車税	税率等	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	同 左		
			50cc超90cc以下	1,200円			
			90cc超	1,600円			
		軽自動車	ミニカー	2,500円			
			二輪のもの	2,400円			
			三輪のもの	3,100円			
			四輪の乗用車	営5,500円 自7,200円			
			四輪の貨物用車	営3,000円 自4,000円			
小型特殊自動車	税率等	農耕作業用	二輪の小型自動車	1,600円			
			その他のもの	4,700円			
		二輪の小型自動車		4,000円			
たばこ税	税率	1,000本につき948円(旧3級品)			同 左		
		1,000本につき1,997円(旧3級品以外)			同 左		
電気税・ガス税	税率						
	免税点						
特別所有地税	税率	取得分 3%	保有分 1.4%		同 左		
	その他	市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地及び遊休土地転換利用地区内の遊休土地に対して新たに課税			同 左		
木引取材税	税率						

9				10			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講ぜられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成8年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置。				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講ぜられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成9年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置。			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講ぜられた。また負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成8年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講ぜられた。また負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成9年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下			1,000円		同 左	
	50cc超 90cc以下			1,200円			
	90cc超			1,600円			
	ミニカー			2,500円			
軽自動車	二輪のもの			2,400円			
	三輪のもの			3,100円			
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
貨物用		営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用			1,600円			
	その他のもの			4,700円			
二輪の小型自動車			4,000円				
1,000本につき1,155円(旧 3 級品)				同 左			
1,000本につき2,434円(旧 3 級品以外)				同 左			
同 左				同 左			
同 左				市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地については除外。地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設。			

別表2 (7) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 11			12		
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %			同 左		
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成10年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成11年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %			同 左		
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成10年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成11年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円	同 左	
			50cc超90cc以下		1,200円		
			90cc超		1,600円		
			ミニカー		2,500円		
		軽自動車	二輪のもの		2,400円		
			三輪のもの		3,100円		
			四輪の乗用 もの	営5,500円 自7,200円			
			四輪の貨物用	営3,000円 自4,000円			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車			4,000円				
たばこ 税	税 率	1,000本につき1,155円(旧3級品)ただし5月分より1,266円			1,000本につき1,266円(旧3級品)		
		1,000本につき2,434円(旧3級品以外)ただし5月分より2,668円			1,000本につき2,668円(旧3級品以外)		
電 気 税・ガ ス 税	税 率						
	免 税 点						
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%			同 左		
	そ の 他	徴収猶予制度における認定要件等の緩和。住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る特例措置の創設。徴収猶予期間の延長措置の創設。			負担調整措置の適用がある土地に係る特例を引き続き講じることとなった。非課税等特別措置の整理合理化を図るための所要の改正が行われた。		
木 引 取 材 税	税 率						

13				14			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成12年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成13年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成12年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成13年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下				1,000円		同 左
	50cc超 90cc以下				1,200円		
	90cc超				1,600円		
	ミニカー				2,500円		
軽自動車	二輪のもの				2,400円		
	三輪のもの				3,100円		
	四輪のもの	乗 用 貨物用	営 5,500円	自 7,200円			
営 3,000円			自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用				1,600円		
	その他のもの				4,700円		
二輪の小型自動車				4,000円			
1,000本につき1,266円(旧3級品)				同 左			
1,000本につき2,668円(旧3級品以外)				同 左			
同 左				同 左			
同 左				徴収猶予の他人譲渡、計画変更の時点要件の撤廃及び他人譲渡、計画変更の対象範囲の拡大			

別表2 (8) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 15				16			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成14年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成15年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成14年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成15年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超 90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
		軽自動車	ミニカー		2,500円				
			二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
		四輪の も の	乗 用	営 5,500円	自 7,200円				
			貨物用	営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円						
	その他のもの		4,700円						
	二輪の小型自動車		4,000円						
たばこ 税	税 率	1,000本につき1,266円 平成15年7月1日以降 1,412円(旧3級品)				1,000本につき 1,412円(旧3級品)			
		1,000本につき2,668円 平成15年7月1日以降 2,977円(旧3級品以外)				1,000本につき 2,977円(旧3級品以外)			
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 保 別 有 土 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左						
	そ の 他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				同 左			
木 引 取 材 税	税 率								

17				18			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成16年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成17年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成16年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成17年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
	50cc超 90cc以下		1,200円				
	90cc超		1,600円				
	ミニカー		2,500円				
軽自動車	二輪のもの		2,400円				
	三輪のもの		3,100円				
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
貨物用		営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車		4,000円					
1,000本につき 1,412円(旧3級品)				1,000本につき 1,412円 平成18年7月1日以降 1,564円(旧3級品)			
1,000本につき 2,977円(旧3級品以外)				1,000本につき 2,977円 平成18年7月1日以降 3,298円(旧3級品以外)			
同 左				同 左			
平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。 徴収猶予期間の制限の導入(現行猶予期間の終期到来後、原則10年)。特例譲渡による納税義務の免除認定時期及び計画変更制限の見直し。				同 左			

別表2 (9) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 19				20			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成18年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成19年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 償却資産における理論帳簿価額の廃止			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成18年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成19年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超 90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪の も の	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
				貨物用	営 3,000円	自 4,000円			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円						
	その他のもの		4,700円						
		二輪の小型自動車		4,000円					
たばこ 税	税 率	1,000本につき 1,564円(旧3級品)				同 左			
		1,000本につき 3,298円(旧3級品以外)				同 左			
電 気 税・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左						
	そ の 他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				同 左			
木 引 取 材 税	税 率								

21				22			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成20年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 償却資産における耐用年数の一部改正				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成21年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成20年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成21年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下				1,000円		同 左
	50cc超 90cc以下				1,200円		
	90cc超				1,600円		
	ミニカー				2,500円		
軽自動車	二輪のもの				2,400円		
	三輪のもの				3,100円		
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
貨物用		営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用				1,600円		
	その他のもの				4,700円		
二輪の小型自動車				4,000円			
同 左				1,000本につき 1,564円 平成22年10月1日以降 2,190円(旧3級品)			
同 左				1,000本につき 3,298円 平成22年10月1日以降 4,618円(旧3級品以外)			
同 左				同 左			
同 左				同 左			

別表2 (10) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 23				24			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成22年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成23年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成22年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成23年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超 90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪の も の	乗 用 貨物用	営 5,500円 自 3,000円	自 7,200円 自 4,000円			
		小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
その他のもの			4,700円						
		二輪の小型自動車		4,000円					
たばこ 税	税 率	1,000本につき 2,190円(旧3級品)				同 左			
		1,000本につき 4,618円(旧3級品以外)				同 左			
電 気 税・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左						
	そ の 他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				同 左			
木 引 取 材 税	税 率								

25			26		
同 左			同 左		
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成24年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置			宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置（住宅用地については据置措置を廃止） ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成25年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置		
同 左			同 左		
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成24年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成25年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		
原動機付 自 転 車	50cc以下	1,000円	同 左		
	50cc超 90cc以下	1,200円			
	90cc超	1,600円			
	ミニカー	2,500円			
軽自動車	二輪のもの	2,400円			
	三輪のもの	3,100円			
	四輪の も の	乗 用			
		貨物用			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円			
	その他のもの	4,700円			
二輪の小型自動車		4,000円			
1,000本につき 2,495円（平成25年4月1日以降） （旧3級品）			1,000本につき 2,495円（旧3級品）		
1,000本につき 5,262円（平成25年4月1日以降） （旧3級品以外）			1,000本につき 5,262円（旧3級品以外）		
同 左			同 左		
同 左			同 左		

別表2 (11) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 27				28						
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左						
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置（住宅用地については据置措置を廃止） ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成26年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成27年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置						
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左						
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成26年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成27年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置						
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		1,000円		税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円	
			50cc超90cc以下		1,200円				50cc超90cc以下		2,000円	
			90cc超		1,600円				90cc超		2,400円	
			ミニカー		2,500円				ミニカー		3,700円	
		軽 自 動 車	三輪のもの		3,100円		軽 自 動 車	三輪のもの		3,100円		
			(平成27年3月31日以前に登録)	四輪以上	乗 用	営 5,500円 自 7,200円		(H27.3.31以前に登録)	四輪以上	乗 用	営 5,500円 自 7,200円	
		貨物用		営 3,000円 自 4,000円	貨物用	営 3,000円 自 4,000円						
		軽 自 動 車	三輪のもの		3,900円		軽 自 動 車	三輪のもの		3,900円		
			(平成27年4月1日以降に新規登録)	四輪以上	乗 用	営 6,900円 自 10,800円		(H27.4.1以降に新規登録)	四輪以上	乗 用	営 6,900円 自 10,800円	
		貨物用		営 3,800円 自 5,000円	貨物用	営 3,800円 自 5,000円						
		軽 自 動 車	二輪のもの		2,400円		新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円			
		小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円		小型特殊自動車	四輪以上	乗 用	営 8,200円 自 12,900円		
その他のもの			4,700円		貨物用	営 4,500円 自 6,000円						
二輪の小型自動車		4,000円		軽 自 動 車	二輪のもの	3,600円						
たばこ税	税 率	1,000本につき 2,495円(旧3級品)				グリーン化特例(軽課) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象						
		1,000本につき 5,262円(旧3級品以外)				税 率 等						
ガ 電 気 税	税 率 免 税 点					○電気軽自動車 三輪のもの 1,000円						
						○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減) 四輪 乗 用 営 1,800円 自 2,700円						
特 別 有 土 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%				○ガソリン・ハイブリッド車(※2) 三輪のもの 2,000円						
		平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				○平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 四輪 乗 用 営 3,500円 自 5,400円						
木 引 取 材 税	税 率					○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 四輪 貨物用 営 1,900円 自 2,500円						
						○平成32年度燃費基準達成の乗用車 三輪のもの 3,000円						
						○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 四輪 乗 用 営 5,200円 自 8,100円						
						以上 貨物用 営 2,900円 自 3,800円						
						※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。						
						※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。						

29					30						
同 左					同 左						
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成28年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置					宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成29年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置						
同 左					同 左						
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成28年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置					宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成29年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置						
税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円		原動機付自転車	50cc以下		2,000円		
		50cc超90cc以下		2,000円			50cc超90cc以下		2,000円		
	軽自動車 (H27.3.31以前に登録)	90cc超		2,400円		軽自動車 (H27.3.31以前に登録)	90cc超		2,400円		
		ミニカー		3,700円			ミニカー		3,700円		
	軽自動車 (H27.4.1以降に新規登録)	三輪のもの		3,100円		軽自動車 (H27.4.1以降に新規登録)	三輪のもの		3,100円		
		四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円		四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円	
	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	貨物用	営 3,000円	自 4,000円	貨物用	営 3,000円	自 4,000円				
		三輪のもの	3,900円		三輪のもの	3,900円					
	小型特殊自動車	四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円	四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円		
		貨物用	営 3,800円	自 5,000円	貨物用	営 3,800円	自 5,000円				
税 率 等	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円		新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円				
		四輪以上	乗用	営 8,200円		自 12,900円	四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円	
	小型特殊自動車	貨物用	営 4,500円	自 6,000円	小型特殊自動車	貨物用	営 4,500円	自 6,000円			
		農耕作業用	2,400円			農耕作業用	2,400円				
	軽自動車	その他のもの	5,900円		軽自動車	その他のもの	5,900円				
		二輪のもの	3,600円			二輪のもの	3,600円				
	二輪の小型自動車		6,000円		二輪の小型自動車		6,000円				
	グリーン化特例(軽課) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象					グリーン化特例(軽課) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象					
	税 率 等	電気軽自動車	三輪のもの		1,000円		電気軽自動車	三輪のもの		1,000円	
			四輪 乗用	営 1,800円	自 2,700円	四輪 乗用		営 1,800円	自 2,700円		
天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減)		以上 貨物用	営 1,000円	自 1,300円	天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	以上 貨物用	営 1,000円	自 1,300円			
		三輪のもの	2,000円			三輪のもの	2,000円				
○平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車		四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円	○平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車	四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円			
		以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円		以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円			
○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車		三輪のもの	3,000円		○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	三輪のもの	3,000円				
		四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円		四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円			
○平成32年度燃費基準達成の乗用車		以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円	○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円			
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。					※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。						
1,000本につき 3,355円(平成29年4月1日以降)(旧3級品)					1,000本につき 4,000円(平成30年4月1日以降)(旧3級品)						
1,000本につき 5,262円(旧3級品以外)					1,000本につき 5,262円 平成30年10月1日以降 5,692円(旧3級品以外)						
同 左					同 左						
同 左					同 左						

別表2 (12) 固定資産税・その他諸税つづき

税目		年度		令和元		2	
固定資産税	税率等	1.4 %				同 左	
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成30年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和元年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置	
都市計画税	税率等	0.28 %				同 左	
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成30年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和元年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置	
軽自動車税 (種別割)	税率等	税 率 等	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	同 左	
				50cc超90cc以下	2,000円		
				90cc超	2,400円		
				ミニカー	3,700円		
				三輪のもの	3,100円		
				四輪以上	乗 用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円		
				三輪のもの	3,900円		
				四輪以上	乗 用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円		
				三輪のもの	4,600円		
				四輪以上	乗 用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円		
税 率 等	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	農耕作業用	2,400円	同 左			
		その他のもの	5,900円				
		軽 自 動 車	二輪のもの		3,600円		
		二輪の小型自動車	6,000円				
		グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象					
		税 率 等	ガソリン(※2)		○電気軽自動車	三輪のもの	1,000円
					○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗 用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円	
					○令和2年度燃費基準＋30%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円
					○平成27年度燃費基準＋35%達成の貨物車	四輪 乗 用 営 3,500円 自 5,400円 以上 貨物用 営 1,900円 自 2,500円	
					○令和2年度燃費基準＋10%達成の乗用車	三輪のもの	3,000円
○平成27年度燃費基準＋15%達成の貨物車	四輪 乗 用 営 5,200円 自 8,100円 以上 貨物用 営 2,900円 自 3,800円						
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。							
※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。							
軽自動車税(環境性能割)	税率等			電気軽自動車、天然ガス軽自動車 非課税 ★★★★かつ2020年度燃費基準＋10%達成車 非課税 ★★★★かつ2020年度燃費基準達成車 1.0% 上記以外 2.0% ※ただし、令和3年3月31日までの間に取得した車両については、上記税率から1%軽減(臨時的軽減措置) ※上記税率は自家用車のみ、営業用車は別税率			
				同 左			
たばこ税	税率	1,000本につき 4,000円 令和元年10月1日以降 5,692円(旧3級品) 1,000本につき 5,692円(旧3級品以外)					
特別土地税	税率その他	取得分 3% 保有分 1.4% 平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。					
		同 左					

3		4																																																																			
同 左		同 左																																																																			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 - 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 - 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 - 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 令和2年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として、事業収入が一定程度減少した中小事業者等で申告のあった者を対象に、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税等を軽減。軽減率は、令和2年2月から10月までの間における連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期間と比較した減少割合による。 (30%以上50%未満減少$\frac{1}{2}$軽減、50%以上減少 全額軽減)		宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 - 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 - 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 - 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 令和3年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置																																																																			
同 左		同 左																																																																			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 令和2年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 令和3年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置																																																																			
同 左		<table><tr><td rowspan="13">税率等</td><td rowspan="13">税率等</td><td rowspan="13">税率等</td><td rowspan="13">税率等</td><td>原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90cc超</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>軽自動車 (H27.3.31以前に登録)</td><td>三輪のもの</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円</td></tr><tr><td>軽自動車 (H27.4.1以降に新規登録)</td><td>三輪のもの</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円</td></tr><tr><td>新車新規登録から13年を超える車両(※1)</td><td>三輪のもの</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>二輪のもの</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="4">グリーン化特例(軽課)</td></tr><tr><td colspan="4">前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象</td></tr><tr><td rowspan="3">税率等</td><td rowspan="3">税率等</td><td rowspan="3">税率等</td><td rowspan="3">税率等</td><td>電気軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)</td><td>四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円</td></tr><tr><td>ガソリン・ハイブリッド車(※2)</td><td>四輪以上</td><td>営 3,500円</td></tr><tr><td colspan="4">※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。</td></tr><tr><td colspan="4">※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。</td></tr></table>		税率等	税率等	税率等	税率等	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車 (H27.3.31以前に登録)	三輪のもの	3,100円	四輪以上	乗用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円	軽自動車 (H27.4.1以降に新規登録)	三輪のもの	3,900円	四輪以上	乗用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円	四輪以上	乗用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	軽自動車	二輪のもの	3,600円	二輪の小型自動車	6,000円	グリーン化特例(軽課)				前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象				税率等	税率等	税率等	税率等	電気軽自動車	三輪のもの	1,000円	天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円	ガソリン・ハイブリッド車(※2)	四輪以上	営 3,500円	※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。				※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。			
税率等	税率等	税率等	税率等					原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																											
								50cc超90cc以下	2,000円																																																												
								90cc超	2,400円																																																												
								ミニカー	3,700円																																																												
								軽自動車 (H27.3.31以前に登録)	三輪のもの	3,100円																																																											
								四輪以上	乗用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円																																																												
								軽自動車 (H27.4.1以降に新規登録)	三輪のもの	3,900円																																																											
								四輪以上	乗用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円																																																												
								新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円																																																											
								四輪以上	乗用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円																																																												
								小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																											
								その他	5,900円																																																												
				軽自動車	二輪のもの	3,600円																																																															
二輪の小型自動車	6,000円																																																																				
グリーン化特例(軽課)																																																																					
前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象																																																																					
税率等	税率等	税率等	税率等	電気軽自動車	三輪のもの	1,000円																																																															
				天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円																																																																
				ガソリン・ハイブリッド車(※2)	四輪以上	営 3,500円																																																															
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。																																																																					
※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。																																																																					
電気軽自動車、天然ガス軽自動車 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 1.0% 上記以外 2.0% ※ただし、令和3年12月31日までの間に取得した車両については、上記税率から1%軽減(臨時的軽減措置) ※上記税率は自家用乗用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率		電気軽自動車、天然ガス軽自動車 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 1.0% 上記以外 2.0% ※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率																																																																			
1,000本につき 6,122円 令和3年10月1日以降 6,552円		1,000本につき 6,552円																																																																			
同 左		同 左																																																																			
同 左		同 左																																																																			

別表2 (13) 固定資産税・その他諸税つづき

税目		年度		令和5				6			
固定資産税	税率等			1.4 %				同 左			
				宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 〇負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 〇負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 〇住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和4年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 〇負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 〇負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 〇住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和5年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置			
都市計画税	税率等			0.28 %				同 左			
				宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和4年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和5年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽自動車税 (種別割)	税率等	税率等	税等	原動機付自転車	50cc以下			2,000円	同 左		
					50cc超 90cc以下			2,000円			
					90cc超			2,400円			
					ミニカー			3,700円			
					特定小型原付			2,000円			
					三輪のもの			3,100円			
					軽自動車 H27.3.31以前に登録	乗用	営 5,500円	自 7,200円			
					四輪以上	貨物用	営 3,000円	自 4,000円			
					軽自動車 H27.4.1以降に新規登録	三輪のもの		3,900円			
					四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円			
軽自動車税 (種別割)	税率等	税率等	税等	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの			4,600円	同 左		
					四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円			
					四輪以上	貨物用	営 4,500円	自 6,000円			
					農耕作業用			2,400円			
					小型特殊自動車	その他のもの		5,900円			
					軽自動車	二輪のもの		3,600円			
					二輪の小型自動車			6,000円			
					グリーン化特例(軽課)						
					前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象						
					電気軽自動車	三輪のもの		1,000円			
軽自動車税 (環境性能割)	税率等	税率等	税等	天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗用	営 1,800円	自 2,700円				
					以上 貨物用	営 1,000円	自 1,300円				
				ガソリン・ハイブリッド車(※2)	〇令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%達成の乗用車	四輪以上		営 3,500円			
					〇令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準70%達成の乗用車	四輪以上		営 5,200円			
				※1	電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。						
					※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。						
				電気自動車 天然ガス軽自動車 非課税	〈令和5年12月まで〉						
					2030年度燃費基準 75%達成車 非課税						
				2030年度燃費基準 60%達成車 1.0%	〈令和6年1月より〉						
					2030年度燃費基準 80%達成車 非課税						
たばこ税	税率	税率	税率	2030年度燃費基準 70%達成車 1.0%	上記以外 2.0%						
				※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率	※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
					※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
				※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率	※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
					※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
				※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率	※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
					※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
				※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率	※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
					※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
				※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率	※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
					※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						
特保別有土地税	税率その他	税率その他	税率その他	取得分 3% 保有分 1.4%	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。						

7	8																																																		
同 左																																																			
同 左	同 左																																																		
令和6年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置	令和7年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置																																																		
同 左	同 左																																																		
宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和6年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置	同 左 令和7年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置																																																		
同 左	<table> <tr><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>125cc以下かつ最高出力4.0kW以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>特定小型原付</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>原動機付自転車</td><td>三輪のもの 3,100円</td></tr> <tr><td rowspan="2">軽自動車 H27.3.31以前に登録</td><td>四輪以上 乗用 営 5,500円 自 7,200円</td></tr> <tr><td>貨物用 営 3,000円 自 4,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">軽自動車 H27.4.1以降に新規登録</td><td>三輪のもの 3,900円</td></tr> <tr><td>四輪以上 乗用 営 6,900円 自 10,800円</td></tr> <tr><td rowspan="2">新車新規登録から13年を超える車両(※1)</td><td>貨物用 営 3,800円 自 5,000円</td></tr> <tr><td>三輪のもの 4,600円</td></tr> <tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>四輪以上 乗用 営 8,200円 自 12,900円</td></tr> <tr><td>貨物用 営 4,500円 自 6,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>農耕作業用 2,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの 5,900円</td></tr> <tr><td rowspan="2">二輪の小型自動車</td><td>二輪のもの 3,600円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車 6,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象</td></tr> <tr><td rowspan="2">等税率</td><td>○電気軽自動車 三輪のもの 1,000円</td></tr> <tr><td>○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの) 四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円</td></tr> <tr><td rowspan="2">ガソリン車(※2)とハイブリッド車</td><td>以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円</td></tr> <tr><td>○令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%達成の乗用車 四輪以上 営 3,500円</td></tr> <tr><td colspan="2">※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>廃 止</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td></td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>同 左</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>同 左</td></tr> </table>	50cc以下	2,000円	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	特定小型原付	2,000円	原動機付自転車	三輪のもの 3,100円	軽自動車 H27.3.31以前に登録	四輪以上 乗用 営 5,500円 自 7,200円	貨物用 営 3,000円 自 4,000円	軽自動車 H27.4.1以降に新規登録	三輪のもの 3,900円	四輪以上 乗用 営 6,900円 自 10,800円	新車新規登録から13年を超える車両(※1)	貨物用 営 3,800円 自 5,000円	三輪のもの 4,600円	小型特殊自動車	四輪以上 乗用 営 8,200円 自 12,900円	貨物用 営 4,500円 自 6,000円	軽自動車	農耕作業用 2,400円	その他のもの 5,900円	二輪の小型自動車	二輪のもの 3,600円	二輪の小型自動車 6,000円	グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象		等税率	○電気軽自動車 三輪のもの 1,000円	○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの) 四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円	ガソリン車(※2)とハイブリッド車	以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円	○令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%達成の乗用車 四輪以上 営 3,500円	※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。		同 左	廃 止	同 左		同 左	同 左	同 左	同 左
50cc以下	2,000円																																																		
125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円																																																		
50cc超90cc以下	2,000円																																																		
90cc超125cc以下	2,400円																																																		
ミニカー	3,700円																																																		
特定小型原付	2,000円																																																		
原動機付自転車	三輪のもの 3,100円																																																		
軽自動車 H27.3.31以前に登録	四輪以上 乗用 営 5,500円 自 7,200円																																																		
	貨物用 営 3,000円 自 4,000円																																																		
軽自動車 H27.4.1以降に新規登録	三輪のもの 3,900円																																																		
	四輪以上 乗用 営 6,900円 自 10,800円																																																		
新車新規登録から13年を超える車両(※1)	貨物用 営 3,800円 自 5,000円																																																		
	三輪のもの 4,600円																																																		
小型特殊自動車	四輪以上 乗用 営 8,200円 自 12,900円																																																		
	貨物用 営 4,500円 自 6,000円																																																		
軽自動車	農耕作業用 2,400円																																																		
	その他のもの 5,900円																																																		
二輪の小型自動車	二輪のもの 3,600円																																																		
	二輪の小型自動車 6,000円																																																		
グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象																																																			
等税率	○電気軽自動車 三輪のもの 1,000円																																																		
	○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの) 四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円																																																		
ガソリン車(※2)とハイブリッド車	以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円																																																		
	○令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%達成の乗用車 四輪以上 営 3,500円																																																		
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。																																																			
同 左	廃 止																																																		
同 左																																																			
同 左	同 左																																																		
同 左	同 左																																																		